

三春町告示第109号

平成30年12月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年11月21日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成30年12月3日（月）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成30年12月3日三春町議会12月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 陰山 丈夫
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一人	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第75号 財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて

議案第76号 三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

議案第83号 三春町認可保育所に係る指定管理者の指定について

議案第84号 田村広域行政組合格約の変更について

議案第85号 福島県市町村総合事務組合格約の変更について

議案第86号 郡山市と三春町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

議案第87号 平成30年度三春町一般会計補正予算（第3号）について

議案第88号 平成30年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第89号 平成30年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第90号 平成30年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第91号 平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第3号）について

議案第92号 平成30年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について

平成30年12月3日（月曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 陰 山 丈 夫
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
14番 日下部 三 枝	15番 影 山 初 吉	16番 佐 藤 弘

2 欠席議員は次のとおりである。

13番 影山 常光

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 増子 伸一 書記 影山 寛子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	眞 田 晴 信
住 民 課 長	遠 藤 信 行	企 画 政 策 課 長	影 山 敏 夫
税 務 課 長	佐久間 孝 夫	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	宮 本 久 功	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	高 橋 正 美	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	永 山 晋
生 涯 学 習 課 長	本 間 徹		

農 業 委 員 会 会 長	大 内 昭 喜
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成30年12月3日（月曜日） 午前9時59分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議案の質疑

第7 議案の委員会付託

第8 陳情事件の委員会付託

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前9時59分)

○議長 おはようございます。開会に先立ち報告いたします。13番影山常光君は、「病気療養中」のため、本定例会は欠席となりますので、報告いたします。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、平成30年三春町議会12月定例会を開会いたします。  
ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、15番影山初吉君、1番新田信二君のご両名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12月7日までの5日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より12月7日までの5日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、配布いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告をいたします。

出納検査の結果について、監査委員より、平成30年度第6回、第7回、第8回の例月出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、定期監査の報告について、監査委員より、定期監査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました、議案第75号「財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて」から、議案第92号「平成30年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」までの18議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長。

○町長 おはようございます。12月定例会の開会にあたり、現下の情勢と、提案いたしました議案の概要などについて説明いたします。

東日本大震災から7年9か月が過ぎようとしております。除染対策では、発生した廃棄物のうち、不燃性除染廃棄物は国の中間貯蔵施設へ搬出が行われており、可燃性除染廃棄物は

葛尾村の仮設焼却施設へ搬出されることが決定しております。引き続き、仮置場の早期解消に向けて取り組んでいきたいと考えております。また、応急仮設住宅についても、避難自治体の帰還に伴い、解体撤去が進められ、確実に復興・復旧への取組みが進んでいるものと考えております。

さて、今年、伊達政宗の正室である「愛姫」の生誕450年の節目の年であり、伊達政宗を支えた愛姫の生涯に焦点をあて、歴史と城下町の魅力を発信し、交流人口の増加を図るため、様々な取組みを行っております。先日開催された秋まつりにおいても、愛姫の輿入れ行列やイラストコンテストなどを行い、多くの方々が来場し、楽しんで頂けたものと考えております。交流人口の増加を図る取組みについては、観光情報を発信する拠点として、今年、7月にオープンした「きたまち蔵」において、伝統建築物の蔵を活用し、町の情報発信に努めているところであります。加えて、きたまち蔵では、子どもたちの表現力と発想力を高めることを目的として実施しているアートクリエイター教室を開催するなど、観光情報を発信する拠点としての役割と併せ、中心市街地の活性化を図るための施設として、今後も取組みを充実していきたいと考えております。

また、人口減少・少子高齢化の課題に対応する施策についてですが、移住・定住を目的とした平沢字四合田地内の町有地の宅地造成事業に取り組んでおります。現在、造成計画の取りまとめを行っている段階であり、早期の宅地分譲が可能となるよう進めてまいりたいと考えております。

町といたしましては、目まぐるしく変化する社会情勢のなか、交流人口の増加を図る取組みや宅地造成事業の取組みのほか、子育て支援の充実や自治体間の広域連携など、様々な取組みを行っていくことが重要であるものと認識しており、町民や議会との協働のもと、町一丸となって、「三春町に住んでよかった、三春町がふるさとでよかった」と、地域に誇りと愛着を感じられる活気に満ちたまちづくりを推進して参りたいと考えております。なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案しました議案につきまして、その概要を説明いたします。財産の無償貸付けをはじめ、条例の一部改正、人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めること、三春町認可保育所に係る指定管理者の指定、田村広域行政組合規約の変更、福島県市町村総合事務組合規約の変更、郡山市と三春町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議、更に補正予算の合計18議案であります。それらの説明につきまして、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。慎重に審議されまして、全議案可決いただきますよう、お願い申し上げます。

今年も、議会をはじめ、多くの町民の方々のご支援ご協力を賜りましたことに、改めて衷心より感謝申し上げます、12月定例会開会にあたっての挨拶といたします。

#### …………… 議 案 の 質 疑 ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第75号から議案第92号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第75号「財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第76号「三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第77号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第78号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第79号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第80号「三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第81号「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第82号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第83号「三春町認可保育所に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第84号「田村広域行政組合規約の変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第85号「福島県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第86号「郡山市と三春町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第87号「平成30年度三春町一般会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第88号「平成30年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第89号「平成30年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第90号「平成30年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第91号「平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第92号「平成30年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

収益的支出、資本的支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま、議題となっております議案第75号から議案第92号までは、お手元にお配り

いたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託、並びに全体会審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託、並びに全体会審査とすることに決定しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元に配付いたしました、陳情事件文書表のとおり、付託することに、ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦勞様でした。

(散会 午前10時14分)

平成30年12月4日(火曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 陰 山 丈 夫
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
14番 日下部 三 枝	15番 影 山 初 吉	16番 佐 藤 弘

2 欠席議員は次のとおりである。

13番 影山 常光

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 増子 伸一 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副町長	坂 本 浩 之

総務課長	伊 藤 朗	財務課長	眞 田 晴 信
住民課長	遠 藤 信 行	企画政策課長	影 山 敏 夫
税務課長	佐久間 孝 夫	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影 山 清 夫	産業課長	新 野 徳 秋
建設課長	宮 本 久 功	会計管理者兼 会計室長	安 部 良 明
企業局長	村 田 浩 憲		

教育長	高 橋 正 美	教育次長兼教育課 長	永 山 晋
生涯学習課長	本 間 徹		

農業委員会会長	大 内 昭 喜
---------	---------

代表監査委員	村 上 弘
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成30年12月4日(火曜日) 午前9時59分開会  
第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前9時59分)

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆様に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いをいたします。

また、会議の様子を録音・撮影される場合は、あらかじめ議長の許可が必要になります。今回は申し出がありませんでしたので録音・撮影はご遠慮願います。

なお、来年2月1日発行の「議会報みはる」に掲載するため、議会事務局職員が適宜会議の様子を撮影しますのでご了承願います。

本日は、13番、影山常光君が欠席であります。なお、一般質問は8名の議員が登壇し行います。どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願い申し上げます。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長　それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。日程第1により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制をとっております。また、質問時間は会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

○議長　2番本田忠良君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○2番（本田忠良君）　議長の許可を得ましたので、次の2件について質問させていただきます。

1点目、庁舎及び図書館建設についてですが、平成29年度において基本設計が終わり、30年度実施設計が現在進んでおります。当初図書館も建設される予定でしたが、1階を駐車場にするかしないかの問題が持ち上がり、とりあえず庁舎を先行しようということで、現在実施設計に入っているわけです。今、町民の間には一番の関心が町内業者へ発注してもらえるのだろうかといった心配が出ていることです。

町は、40年前から今まで町内の大型物件は、ほとんどが大手建設業に発注しております。当時の町の考えは、町内業者には経験も、実績も、スタッフもない。だから、発注できないんだといった答えでした。経験も、実績も工事を発注してもらわないとできないのではないのでしょうか。40年前に地元の企業を育てようとした考えがあったならば、今大きく違っていたと思います。

しかし、最近は町内業者も大きく変わっています。10億、15億ぐらいの建築物は施工できるようになっています。いい例が、昨年完成しました南会津町です。昨年8月、有志議員で視察に行ってきました。地元特産の木材をふんだんに使ったすばらしい役場庁舎でした。総工費20億です。これをほとんど地元建設業者で完成したそうです。大宅町長が得意になって話をされていました。人口は約1万5,000人で、三春より2,500人ほど少ない町です。やればできるのではないのでしょうか。

そこで、次の質問をさせていただきます。

1点目、当初、庁舎と図書館を建設する予定でしたが、庁舎建設後、図書館となりました。今後の図書館建設に関しては、どのように考えているのかお尋ねします。

2点目、庁舎建設にあたっては、議会、町内各種建設業団体、商工会、町民の皆様の意見として、発注を町内業者へという声が多く出ている中、町はどのように考えているのかお尋ねします。

3点目、昨年、南会津町（旧田島町、館岩村、伊南村、南郷村）が20億円で庁舎を建設しました。ほとんどを地元業者に発注したと聞いていますが、どのような方法をとったのかお尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 第1の質問にお答えいたします。

1点目につきましては、今年の1月に開催いたしました「役場庁舎他新築工事基本設計」に関する町民説明会におきまして、図書館建設は平成34年度以降になるとご説明したところでございます。基本設計においては、庁舎と図書館を複合化することとしておりますので、新庁舎を建設し、現在の役場庁舎を解体した後に、図書館を建設することになります。

なお、その着手時期につきましては、町民図書館関係者の方をはじめとする町民の方のご意見をお伺いしながら、町の財政状況や施策の優先順位を見極め、判断して参りたいと考えております。

2点目につきましては、議員おただしのとおり、町内建設業団体と町商工会から、役場庁舎建設に町内業者が参入できるような発注方式を検討してほしい旨の要望書が町に提出されております。

町が行う公共工事の発注におきましては、公平性、透明性と経済性、さらには高い品質が確保されることを基本としております。

発注の基本となるこれらの考え方も考慮しながら、町内業者が参入できるような発注方式の制度設計を現在検討しているところであります。

3点目につきましては、南会津町役場庁舎は平成29年7月に完成されたと聞いております。

南会津町では、共同企業体方式による競争入札を実施され、その結果元請業者は町内業者による共同企業体に決定されたと聞いております。

庁舎建設工事の発注につきましては、南会津町の事例も参考としながら、本町の発注方式を検討しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番（本田忠良君） まず1点目の庁舎及び図書館建設ですが、庁舎に関しては、平成31年7月ごろの着工、32年12月完成予定と聞いていますが、庁舎のオープンはいつごろ予定されているのか、お尋ねいたします。

次に、図書館に関しては新庁舎完成後、現在ある庁舎の解体後の平成34年度以降、またその時の財政状況を鑑みて判断するということですが、財政状況のことを言われると非常に辛い面がありますが、今年間530万円の家賃をNTTに支払っており、また夕方図書館における児童を迎えに来る保護者の皆さんが県道に駐車していることもあります。なるべく早く駐車場のある図書館を建設すべきと思いますがいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 まず再質問の1点目についてです。

庁舎のオープンはいつごろかというお尋ねであります。基本設計の段階では平成32年12月に庁舎が完成すると予定しておりますので、その後のシステムなどの機能移転や引越し作業の期間を考慮しますと、平成32年度中の開庁を予定してございます。

2つ目のなるべく早く駐車場のある図書館をというご意見でございますが、図書館の建設につきましては、議員おただしの駐車場の件も含めて課題を整理して、その上で町の財政状況などを勘案しながら、その着手時期について最終的に判断して参りたいというふうに考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) 次に、庁舎建設に関しての発注ですが、新庁舎建設費、LAN配線、旧庁舎解体及び駐車場整備等の総工費約15億ぐらいになると思います。もしこの建設費が町内業者に決定されれば、三春町にとっての経済効果は多大なものになるのではないのでしょうか。さらに町にとっても税収入の増につながると思います。税金が町内から、仕事は町外にでは町民の皆様も納得していただけないのではないのでしょうか。

南会津町においては、町内業者による共同企業体によって新庁舎が完成しております。三春町の入札にはもう少し時間があると思いますので、さまざまな発注方法を検討し、町内業者にすべきと思いますが、再度お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 お答えします。

ただいまご質問にあったとおり、仮に町内業者が受注することができれば、町にとってプラスの面は多々あるかと思えます。これに加えまして、町内業者の受注能力についても技術力など十分に対応することが可能であるというふうに我々も認識しております。

ただ、町の工事発注は競争入札が原則でございますので、これらの点を踏まえて町内業者も参入できる発注方式の制度設計を検討しております。よろしくお願いたします。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○2番(本田忠良君) 続きまして、2件目の質問をいたします。

置き勉強道具、通称置き勉についてですが、文部科学省は平成30年9月3日、教科書や教材を入れたランドセルが重いといった意見が保護者から出ていることなどを踏まえ、通学時の持ち物負担軽減に向け、全国の教育委員会に対し、適切に工夫するように通知が出されたという報道がありました。

通知の内容としては、宿題で使わない教科書などは原則学校に置いておくことや、重い荷物場合は保護者が手伝うなど、また子供の発育状況や通学時の負担などに応じて、各学校においてアイデアを出しながら、対応していただきたいといった内容でありました。

そこで次の質問をさせていただきます。

1点目、平成23年度以降、「脱ゆとり教育」への方向転換がされた中で、教科書が大きくなりページ数も増え、通学時のランドセル、かばんの重たさが、児童の発育や健康に影響を及ぼす調査結果が報告されています。現在、三春町内小中学生の通学時におけるかばんの重さは、どのくらいかお尋ねいたします。

2点目、三春町内、小学校、中学校において、置き勉は許されているのかお尋ねします。

3点目、重い教材が原因で、肩や背中痛み、腰痛を訴える児童もいると聞きますが、児童の保護者から話はないのでしょうか。また、近々文科省より通学時の軽減を図るべき通知があると聞いていますが、教育委員会として、その前に対応を検討すべきと思いますが、考

えをお尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

永山教育課長。

○教育課長 1点目についてお答えいたします。

先日サンプル調査を実施したところ、小学校児童のランドセルの重さにつきましては、2.9キロから6.4キロで、1年生につきましては3.4キロでした。

中学校生徒のかばんにつきましては3.2キロから9.1キロで、1年生につきましては8.7キロでした。

2点目についてお答えいたします。

町内の小中学校全て、家庭学習で使用する予定のない教材等については学校に置いておくことを認めております。

3点目についてお答えいたします。

現時点においては、教材の重さで痛みを訴えるといったような事例はありません。また、保護者からもそのような話は伺ってはおりませんが、各校の運営協議会において児童生徒の携行品の重量軽減策が話題となったことはあります。

本件に関しては、ことし9月に文部科学省より事務連絡通知がありましたが、町内小中学校においては、児童生徒の携行品に係る配慮について従前より取り組んでおり、今後も教科書やその他教材、学用品や体育用品等が過重にならないよう、柔軟な対応を進めていきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) 三春町内小学生児童のランドセルの重さは軽いもので2.9キロ、重いもので6.4キロ、1年生は3.4キロといった答弁でした。ある大学の教授が小学1年生から3年生までのランドセルの重さを図ったところ、軽いもので5.7キロ、重いものでは9.7キロ、平均7.7キロあったそうです。それから考えると三春町内児童は軽いということで安心しました。

それでも1年生は平均体重が20.8キロだそうでございます。それに対して、重さが3.4キロということでございますが、これは我々大人に換算すると、例えば体重70キロの大人が背負う重さは11.5キロになります。それを考えると毎日児童が往復1キロ、2キロ、3キロ歩いて通学するのは大変なことではないでしょうか。

置き勉を認めているということですが、宿題などに使用しない教科書などについては、置き勉を教育委員会として指導すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山教育課長。

○教育課長 ランドセルの中身につきましては、教科書、ノート、それから連絡帳、資料集、それから筆記用具が主なものでありますが、その日の時間割に教科科目、例えば国語、算数、理科、社会等の授業が多い場合は、どうしても重くなってしまう傾向があるというふうに伺っております。

先ほどの答弁と重複してしまうんですが、家庭学習で使用しない教材等、具体的には教科科目の教科書、資料集の一部、ファイルなどについては、学校のロッカーやホームベース等の所定の場所に置くようにしております。また、学期はじめに持参し、学期末に持ち帰る大きな学習用具、水彩用具、習字用具、鍵盤ハーモニカ等がございますが、それらにつきまし

ては、学校の方から計画的に1日一つずつ携行になるような指導を行っております。

さらに、観察用の鉢植え、朝顔等があるんですけども、そういったものにつきましては、夏休み前の直前の従業参観日、そういった機会に保護者の方に持ち帰りのご協力をいただいております。今後もこのような取組み、継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) 教材の重さで痛みを訴えている児童はないということでございますので、これも非常に安心いたしました。以前、保護者の間で重量の軽減策が話題になったとの答弁でしたが、そのときはどのような対策をとったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山教育課長。

○教育課長 お答えいたします。

2年ほど前のお話になりますが、先ほど申し上げた学校運営協議会、これは保護者の代表の方だけでなく、地域のさまざまな方、そういった方々で組織されておりますが、その席上において、孫のかばんが非常に重いというような発言をされた委員さんがいらっしゃいました。その後、その運営協議会の協議を経て、学校から保護者へ家庭学習に影響のない教材等は学校に置くようにする旨の学校だよりを配布しました。そういった形で、軽量化に取り組むこととなった次第でございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) ことしの6月に国会に提出された教科書の重量化問題に関する質問意見書によりますと、小学3年生の国語、算数、理科、社会の教科書の重さは約40年前に使われていたものの合計が990グラムだそうでございます。現行版では、2,150グラムになっていて、約2.2倍の報告がされております。これらを考えても、今の児童の健康を考えれば、教育委員会の指導で児童生徒の登下校における荷物の軽減を図るべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山教育課長。

○教育課長 教科書、非常に重いというようなお話ありました。教科書の装丁ですね、つくりが以前より豪華になったこと、またそれからB5判からA4判に変更しているということ、それとまた上下巻に分冊されていたものが1冊になるなど、さまざまな要因で教科書自体重くなっていることは、事実ではないかと思っております。

今後の対応なんですけど、今回このような、公式にこのようなおただしがあり、また児童生徒の携行品の軽減、これについては町民の皆さんの関心も非常に高いというふうに認識しておりますので、さらに工夫を重ねて弾力的で適切な対応を行うよう、再度各校へ伝達したいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 5番山崎ふじ子君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2件について質問をいたします。

第1件目、町の体育施設の利用状況について伺います。

三春町第2期国民健康保険データヘルス計画によりますと、三春町の死因別死亡率は男女別で見ると、男性では悪性新生物、慢性閉塞性肺疾患、じん不全、女性では悪性新生物、糖尿病、心疾患、慢性閉塞性肺疾患が県や国と比較しても高い状況であり、全死因の多くを生活習慣病が占めていると述べられています。

福島県も昨年心筋梗塞による死亡率が全国一位であります。日常的にスポーツを続けることは病気の予防、けがの予防、身体能力維持による老化の予防となることは、皆様もよくご存知のことと思います。これらのことを踏まえ、以下の質問をいたします。

1、三春町体育協会加盟団体数と登録者は何名か。

2、協会への補助金はいくらか。また、町体育施設の利用料金の補助があるのか。

3、三春中学校再編の後、桜中学校・要田中学校の体育館・グラウンドの利用はどのようになっているのか。

4、町の運動施設の維持管理費は年間いくらの支出か。また、利用者からの使用料収入は、年間でいくらになるのか。

5、町の体育施設について、三春町体育協会に登録している団体には、使用料の免除を行うことはできないのか。

以上、5点について伺います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

本間生涯学習課長。

○生涯学習課長 第1の質問にお答えいたします。

1点目、三春町体育協会には三春野球協会をはじめ13団体が加盟しており、その各団体に所属しているチーム数は71団体となっております。

また、登録人数につきましては1,194名となっております。

2点目、体育協会への補助につきましては、昨年度、町から97万円を支出しております。

また、体育協会加盟団体に対する体育施設使用料の補助はございませんが、三春町体育施設使用料条例において減免規定を設けて対応しているところでございます。

3点目でございますが、旧桜中学校は三春まちづくり公社を指定管理者としており、地元の団体やスポーツ少年団が定期利用しております。旧要田中学校につきましては、ママさんバレーやソフトテニスの団体が定期利用しているところでございます。地区の球技大会にも、また利用されているところではございます。

4点目、町の運動施設としては町民体育館、運動場、野球場、テニスコート、貝山プール、運動公園談話室、ボート場、貝山ランニングロード及び11月1日にオープンしました町民第2体育館などを社会体育施設として運営しております。

これにかかります直接の維持管理費用につきましては、昨年度約2,100万円となっております。内訳といたしましては、臨時職員の賃金及び施設の運営委託料が1,020万円、光熱水費が640万円、消耗品や修繕費で約180万円となっているところでございます。

また、利用者からの使用料収入は178万5,740円となっているところでございます。

5点目でございますが、体育協会加盟団体の使用料免除を行うことはできないかというおたがしでございますが、既に三春町民体育館使用料条例の減免規定に基づきまして、各種大

会もしくは講習会での利用にあたりましては全額減免としております。また、練習等で使用する場合につきましても2分の1の減免としているところでございます。

なお、町内のスポーツ少年団につきましても、大会及び練習を通じて全額減免としているところではございます。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 旧桜中学校は、まちづくり公社が指定管理者となっておりますが、体育館、グラウンドの利用者負担はないのでしょうか、伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

本間生涯学習課長。

○生涯学習課長 再質問にお答えいたします。

旧桜中体育館につきましては、旧桜中学校交流施設条例というもので、使用料を取ることになってございます。使用水準につきましては、指定管理者が定めるところになっているところではございます。指定管理者側としましては、基本的な使用料については、役場、町と協議の上、決定をしているところでございまして、体育館等の使用については1時間当たり200円の使用料という形になっているところでございます。

なお、減免の規定も実はございまして、地区の利用団体等については、減免の対象にしているというふうに確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 2年前に質問いたしました時点より、三春町体育協会の団体は1団体減の13団体に、チーム数も9チーム減少の71チームに、登録人数は6人の減少で、1,194人と少しずつ減少しております。

私の所属しているバレーボール協会も、最盛期には20チーム以上ありましたが、今では10チームにまで減り、会員集めも大変苦労している状況であります。しかし、20代から70代までの幅広い会員がおりますし、年6回の試合を通じまして交流が図られております。現役時代からのスポーツの継続は将来の介護予防につながっていきます。体育協会団体は、このようにスポーツを通して健康づくり、住民同士の交流、まちづくりに大きく貢献しております。

三春町体育施設使用料条例において、町長の判断で減免できるという一文があります。以上のことから、町の体育施設については体育協会加盟団体に使用料を減免すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

本間生涯学習課長。

○生涯学習課長 再質問のほうにお答えさせていただきます。

利用団体が減少する中、使用料を捻出するのも厳しい状態にあるというおただしでございしますが、先ほどご説明申し上げたとおり、施設の利用につきましては年間2,100万円という維持管理費がかかってございます。実際にそれを使用料で賄うことにことができずに、約9割以上は町民の税金がかかっているところでございます。

このような状況にあるところでございますので、おただしの趣旨はよく理解できるところではございますけれども、我々としましては、このような社会施設をきちんと維持して、こ

のサービスを提供することに尽力をさせていただきたいと考えているところでございます。

したがいまして、現下の状況の中におきましては減免をするということは考えてございません。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) 第2の質問をいたします。

学校体育館へのエアコンの設置について伺います。

学校教育の中で、子供たちが適度な環境で授業を受けられるようにすることは当然のことと考えます。文部科学省からの資料で、独立行政法人日本スポーツ振興センターの調べによりますと、全国で学校管理下で熱中症治療を受けた小中学生の人数ですが、28年度小学生は451人、中学生は1,992人、死亡者が中学生2人おりました。今年度は熱中症の患者さん、小学生408人、中学生は2,038人、死亡者は小学生1人でありました。全国の数字ではありますが、毎年これだけの子供たちが熱中症にかかり亡くなる方も出ている状況であります。

国としても対策として、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特別交付金」を今年度限りで設置いたしました。これを利用して、三春町でも小中学校体育館にエアコンの設置ができないか、伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

永山教育課長。

○教育課長 お答えいたします。

町では公共施設長期修繕計画に基づき公共施設の改修等を行っており、学校施設につきましても優先順位を定めて計画的な改修等を進めているところで。

このため、体育館の冷房につきましては、他の改修計画と比較して喫緊の課題であるとは認識しておりません。

おただしの中にありました臨時特例交付金につきましては、従来よりも交付税措置の拡充が図られておりますが、自治体もおおむね総事業費の4分の1程度の負担が発生し、町としては予算化が困難な状況にあること、また当該交付金の県への申請期間が既に11月8日で終了しているという、そういった実態でございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) ことし5月15日、文科省から各学校宛てに熱中症事故防止について依頼が通達されておりますが、学校ではどのような対策が行われたのか、また町内の小中学校では、学校活動中に熱中症にかかったお子さんはいなかったのか、伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山教育課長。

○教育課長 再質問についてお答えいたします。

体育の授業、それから部活動時の熱中症予防対策としましては、ことしの夏から各校に熱中症指数計そういったものを配備しました。これは通常の温度・湿度に加えて、日射や照り返し、そういった輻射熱の測定によって熱中症指数を表示して、警戒時には予防アラームの発生機能が備わっている機器でございます。また、各種大会時においては塩分補給用タブレット錠剤、それから経口補水液等、そういったものを準備するなど児童生徒の体調管理には

十分配慮するよう努めております。

今後もスポーツの活動時、そういったときには個々の児童生徒の健康状態の把握とともに、リスク回避のための適切な諸対応を行って参りたいというふうに考えております。なお、この夏において熱中症で病院に行ったとか、そういった事例は報告されておられません。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 先生方のご努力のおかげで子供たちも安全に学校生活が送られているということが伝わってきたと思います。

この制度の申請の締め切りが10月31日までとなっているため、私の所属している新婦人の会が11月15日に文科省と総務省に交付金の額が少なすぎる、特例でなく継続的な交付金にしてほしい、設置後の電気代料金の負担が大きいなどについて、柔軟な補助にしてほしいという要望を行いました。

両省庁からの回答として、この特例金を全て使い切りたい。今、間に合わないとか、来年度になってしまうため難しいと考えている自治体も個別に相談してもらえれば対応を検討したい。電気代については、総務省で調査し、普通交付金で交付をしていきたいと述べております。4分の1の町の負担もあって、大変な状況とは思いますが、ぜひこれらの制度を使えないか、再度伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山教育課長。

○教育課長 この制度の活用についてということだったんですが、財政的なものは当然発生しますし、あと既存の改修計画、そういったものもございますので、そういったものの整合性を考慮しながら、県等に、省庁には上げていきたいとこのように考えております。

以上です。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 8番渡辺正久君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○8番(渡辺正久君) 議長のお許しをいただきましたので、私2件について質問をいたします。

1件目は、農用地の荒廃防止についてでございます。

今、三春町においても年々農業従事者が減り、高齢化も進んでおり、先々が心配でございます。ただ、農業に魅力を持ち農業に就く若者も町内にはおります。大変うれしいことで、私たちもできる限り応援していきたくと考えておりますが、高齢化に歯どめをかけるまでには至っておらず、農地の遊休化、荒廃が一層進むのではないかと懸念をしております。その対応に関して、次の2点お尋ねをいたします。

1、耕作放棄地の現状と農用地転用数の現況及び農振農用地の見直しの現状についてお聞かせください。

2、耕作放棄地の増加を防ぐために、どのような対策を取っておられるかお尋ねをいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 1点目の耕作放棄地の現状と農用地転用数の現況及び農振農用地の見直し現状についてであります。耕作放棄地面積は2015年農林業センサスによりますと692ヘクタールで2010年の調査時より185ヘクタール、23.1%増加しております。

次に、農地転用、農地を農地以外の用途に転用するための申請件数ですが、平成29年度は27件でありました。

続いて、「三春町農業振興地域整備計画」についてであります。本計画は昭和45年度に策定がされ、平成8年度に全体的な見直しを行っており、以降は個別事業ごと申請を受け付け、計画の変更を行っております。

なお、この変更は県の指導のもと年間2回行っている状況となっております。

2点目の耕作放棄地の増加を防ぐための対策についてであります。農業委員会としましては、農業委員と農地利用最適化推進委員によります農地の利用状況調査と遊休農地の利用意向調査を実施し、これらを踏まえ、貸付候補農地のリスト化を行い、農業法人や担い手農家へ、農地中間管理事業を活用した農地の集積を図っております。

また、再生利用が困難と見込まれる農地につきましては、「非農地判断」を行っております。

次に、耕作放棄地解消に向けた、作物栽培では、平成14年からブルーベリーの栽培がはじまり、年々栽培面積が増え、現在、4カ所の観光摘み取り農園が開園しており、来年、新たに1カ所摘み取り園が開園する予定となっております。

また、大豆栽培につきましては、機械体系の構築によりまして、栽培面積の拡大が見込めると、そのため農業普及所、農協等と連携し、生産された大豆の地産地消の取組みも含め支援を行っており、今年度は12.5ヘクタールが栽培され、昨年度から5.5ヘクタール拡大され、耕作放棄地の解消に役立っているところでございます。

農地は、農業生産の最も基礎的資源であるばかりではなく、公益的機能や豊かな田園環境の保全など、重要な役割を担っておりますので、中山間地域等直接支払など、集落での取組みについても引き続き推進し、耕作放棄地の拡大抑制に努めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番（渡辺正久君） 前回調査では、5年間で耕作放棄地が23%と185ヘクタール増えているということでございます。私も予測以上の数字で正直驚いております。今の農業の中心である私たち団塊の世代も70代に入っており、体力にも限りが見えてきており、中山間地域直接支払い制度、多面的機能支払い制度への取組みもいつまで続けられるか大変不安な気持ちであります。

これからは、少なくとも参加面積を将来的には縮小せざるを得なくなり、転作にも労力アップが図れない限り長続きすることはできないのではないかというふうに思い、このままでは放棄地が増え続け、極端に申し上げればただちに荒れていくのではないかと危惧しておりますが、町はどのように認識しているかお聞きしたいと思います。

また、農地中間管理事業で集約を図っているということなんでありますけれども、その実績ともう一つ非農地判断とはどのようなものかお話いただきたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 お答えいたします。

農業者の年齢が年々高齢化をして、中山間事業等の取組みにもなかなか支障が出て生きて

いるという現状、町のほうでも認識は同じでございます。確かに高齢化は進んでおります。ただ、あわせて現在まで兼業農家等々でお勤めをされてきた方々につきましても、今後退職数が増えてくるものと考えております。

また、数は多くはございませんが、先ほどお話がございました新規就農者、あるいは農業生産法人、こういった方々の力もかりた中で中山間事業あるいは多面的機能、ひいては農村部の環境保全に努めていけるよう町としても努力をしていきたいと考えております。

2点目、中間管理事業の実績というおただしでございます。中間管理事業につきましては、平成30年今年度からの実績ということになります。現在まで筆数でいきますと、約40筆、面積でいきますと11.8ヘクタールが、現在この制度を使った取組みがされている状況でございます。

それから、3点目、非農地判断についてでございますが、こちらにつきましては、農業委員会が現地調査を行っております。その中でいわゆる農振農用地地域内の白地地区、つまり農用地ではない平野ですね、この部分につきまして荒廃がひどい、明らかに山地化しているあるいは著しく原野化している、こういった土地につきまして、現地調査をして非農地の判断を行っているところでございまして、現在まで29年度に中郷地区それから熊耳地区の一部でもってそれぞれ実施をしてきたところでございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番(渡辺正久君) ただいまの答弁の中で、これから兼業農家である人が退職をしてるので農業に従事する人は少し増えるのではないかというような見通しをされているようでもありますけども、今国では健康な方は70歳までいろんな企業で働いてもらおうということを考えているようでございますし、現在、我々の世代を見ましても、もう70歳になるわけですが、まだまだフルタイムではございませんけども、勤めている方が多くおりますので、なかなか農業従事者が増えるということは考えにくいのではないかというふうに私は思います。

そういう中で、町の今の答弁によりますと、耕作放棄地の解消にいろいろ積極的に取り組んでおるといふふうに、私も思いますけども、ただ少しでも拡大を抑えるためには、やはり抜本的な対策が必要だと思います。その中で、農業内部だけでなく、外に目を向けるのもひとつの手かと思っておりますので、そんな中で農用地の転用も一つの方法ではないかというふうに考えます。

ただ、農地法、農振法などの制約もありまして、課題は多いんでありますけども、将来的には視野に入れて、今後の農用地に維持管理を考えるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。また、農振農地の転用許可と申しますか、農振指定を外すには条件も厳しく時間もかかるとよく聞かんでありますけども、実態はどうかお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ農地法、農振法は現在の農業の実情に合わない点も出てきているのではないかと思いますけども、緩和または改正の動きはあるのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 お答えいたします。

農地の転用というふうなお話がありました。農業の振興、それと農地以外を見越した場合の土地利用という部分も考えたときに、非常に難しい課題であるとは思っております。

先ほどから申し上げておりますが、明らかに農地にも向かないというような荒廃農地、こちらにつきましては非農地の判断等もございますので、そちらも適切に活用しながら、農業の振興とあわせて検討させていただければと思っております。

それから、2点目の農振除外についてのおただしでございますが、大変時間がかかるというふうなおただしでございます。

先ほども申しましたとおり、今現在年に2回の県との協議の中での制度となっております。どうしても現在の法律上は農振の除外につきましては、縦覧期間あるいは意見照会等々が数カ月に及びますものですから、年間2回というようなことになっております。こちらにつきましても、県あるいは国のほうとも制度についての見直しができるのか否か、こういったことについても議論をして参りたいと考えております。

それから、3点目の農振計画の実情が現状にあわないのではないかというふうなおただしでございました。確かに、現在の三春町の農業振興計画、こちらにつきましては平成8年に策定をいたしました。したがって、既に22年経過をしております。逆に言いますと、作成当時の計画がかなり先を見越した先験的な計画であったというふうなことも言えるかと思いますが、議員おただしのとおり実情にあわないことも多々出てきているところは事実でございます。

今後、おただしの点も含めて見直しの検討というのも議論して参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番(渡辺正久君) いろいろと疑問な点をお尋ねいたしました。前向きな答弁もいただきましたけども、これからの我が町の農業の振興、維持、また生活環境、自然環境を守っていくには、これから必要な農地は確かにしっかりと守っていかなければならないと思います。

ただし、計画的に転用できるところは転用し、また私たち農民にすれば、断腸の思いではございますけども、自然に返すと申しますか、もとの山に戻すところは戻すなど、抜本的な対策を、国土利用計画第2次三春町計画をもとに将来を見据えあるべき姿をまとめ、要請があればいつでも相談に乗れるよう、準備を始める時期に来ているのではないかと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 国土利用計画のお話もございました。町全体の土地利用の考え方だというふうには理解しております。そういったご意見も含めまして、産業課が現在所管しております農振農用地整備計画でございますが、こちらの見直しの検討につきましても議論を進めて参りたいので、よろしく願いいたします。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○8番(渡辺正久君) 第2の質問に移ります。

旧三春中学校テニスコート・プールの管理について、お伺いをいたします。

1、現在どのように管理されているのかお尋ねをいたします。

2、今後活用する計画や案があるのかお尋ねをいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

眞田財務課長。

○財務課長 第2の質問にお答えいたします。

1点目につきましては、当面現状のまま管理することとしており、安全面を考慮し、担当課において近くを通った際には目視点検を行っておるところでございます。

また、冬期間は、旧テニスコートの一部を町民の方の雪捨て場として指定し、使用しておるところです。

第2点目につきましては、平成27年3月から4月にかけて、跡地の利活用に関する公募を実施しましたが、応募者はありませんでした。

町としましては、将来的に施設の解体等も含めて条件を整理した上で、未利用町有財産として処分することも検討して参りますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番（渡辺正久君） 私はよく小浜海道を通りまして、その都度に気になっておるのですが、テニスコートの網のフェンスにはつるが絡まって大変見苦しく、周囲の草も伸び放題になっております。また、プールの開閉式の屋根のシートも破れて下がっている状態でございます。その上には、磐越東線が通っており、車窓から眼下にはっきり見え、景観的にもよくないのではないかと、そのように思っております。ぜひ、フェンスのつるを取り払い、来年度は数回の草刈りを実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

プールの活用については、私も提案できる案、また方法はないかといろいろ考えてみましたが、なかなか妙案は浮かびません。利用法がなければ撤去するのが一番いいとは思いますが、財政的な問題もあるとは思いますが、当面は現状のままで管理していくことになるかと思っておりますが、せめて屋根部分の破れたシートだけでも撤去できればいいんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

眞田財務課長。

○財務課長 再質問にお答えいたします。

議員からいただきましたご指摘を踏まえまして、今後は閉校した学校跡施設が景観を損なうことのないように、適切に管理して参りますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番（渡辺正久君） 今、今後適切に管理していくということですが、私の今質問した意に沿って管理していくということでしょうか。その辺もう少しはっきりお願いしたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

眞田財務課長。

○財務課長 再質問にお答えします。

議員からお話ありました、つるの絡まっている部分を除草したりですとか、あるいは屋根のシート部分の劣化している部分ですね、そちらを外すような処理をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 3番陰山丈夫君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○3番(陰山丈夫君) 議長のお許しを得ましたので、さきに通告しておりました2点について、質問をいたします。

第1の質問であります。

郡山連携中枢都市圏の取組みについて伺います。持続可能な行政に向けて政府は人口減少時代の自治体行政の検討に着手し、2040年ごろに自治体職員は今の半数になる。都道府県市町村制は現行のままでは立ち行かないとして、複数市町村による圏域を、実質的な第3の自治体と位置づけ、都道府県の役割の見直しや行政を補う共助の制度化も探るとしています。

人口減少と2040年ごろにピークを迎える高齢化への対策を検討してきた総務省の有識者会議「自治体戦略2040構想研究会」が2次にわたる報告をまとめたものを受け、首相の諮問機関、第32次地方制度調査会で、7月から制度設計の議論が始まっています。2040年ごろには団塊ジュニア世代が65歳以上になる一方、中核となる20歳代前半はその半数になるとなっております。現在の半分の職員で行政サービスを維持する方策として打ち出したのが、圏域行政の標準化と都道府県による市町村の補完の強化であります。過日、町より郡山市を中心とする「15市町村」で「郡山連携中枢都市圏」を設置したいと報告がありました。

こおりやま広域圏連携事業一覧には、58事業が記載されております。この58事業のうち、現在、積極的に取り組もうとしている事業はあるのかどうか伺います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山企画政策課長。

○企画政策課長 お答えいたします。

こおりやま広域圏連携中枢都市圏については、郡山市を中心市に、関係14市町村が連携しさまざまな分野に取り組むことで、一定の圏域人口を有し、活力ある地域経済を維持していくことを目的としております。

平成29年11月22日に連携推進協議会を設置し、連携中枢都市圏の形成に向けて現在準備を進めているところであります。圏域市町村の担当者会議であるワーキングにより検討されている58の事業については、具体的な事業内容を検討していく中で、三春町にとってより効果のある取組みを進めていきたいと考えております。

また、おただしの現在積極的に取り組んでいきたい事業についてでございますが、1つ目としては、交流人口の増加を図るための観光誘客事業、2つ目としまして隣接市町村と連携して効率的な公共交通網を整備するための広域的な交通課題の検討、3つ目として子育て支援のための病児保育・一時保育の広域利用、4つ目として人口減少・少子化対策のための移住定住・婚活支援事業などを現在考えているところでございます。

なお、今後も引き続きワーキングなどによる関係市町村との検討・協議を重ねて参りたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

陰山丈夫君。

○3番(陰山丈夫君) 病後保育、一時的保育、それから移住定住促進、婚活支援の4事業ということですが、この4事業とも町の中では取り組まれているんですが、なかなか効果が発揮できないという事業でありますね。難儀な問題として、苦慮をしている状況でありますけれども、関係者と協議をして成果の出るような事業にしてもらいたいというふうに思っております。

一度に多くの事業に取り組むということは、職員数からいって無理があるとは思いますが、私はこのほかに教育文化スポーツの部門の図書館利用、総合利用の事業、今生涯学習が非常に盛んになってきております。そういった関連もありますので、その辺の取り組みをしてもらいたいということです。

それから、地域振興部分にユニバーサルデザイン推進事業というのがあります。これはユニバーサルワールド、皆さんバリアフリーとちょっと、事業と勘違いしている部分の方が多いと思うんですが、これは丸っきり違う考えのものでありますので、これからインバウンド、それからオリンピックがあります。そういう海外の方々が来られるということについても、やはり対策をとるべきだろうというふうに思っております。

ことしの春の桜の時期には、公共交通を使った外国人が結構来ております。三春駅にいますと。ですから、そういうこともございますので、この事業については真剣に取り組んでももらいたいというふうに思います。

それから、ICTインフラ事業の中のウェブ会議、今情報網がすごく発達しております。会議をするたびに移動してそこに向かわないと、会議に向かわないと会議ができないというような状況ではないと思うんですね。ここにいながら、話をしたい人と会議ができるということで、ウェブ会議の場合は、テレビ会議とはちょっと、システムがちょっと若干違いますけれども、その辺について取り組んでいただきたいというふうに思っております。その点について、3点についてひとつ回答をいただければありがたいです。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山企画政策課長。

○企画政策課長 再質問にお答えしたいと思います。今、3つの提案がございました。

1つ目が、図書館総合利用事業でございますが、議員おっしゃるとおり公立図書館の広域的な総合利用ができれば、住民の利便性の向上も図れ、まさに利点がある事業だと我々も認識しております。

2点目のユニバーサルデザイン推進事業でございますが、これも先ほどおっしゃいましたが、日本人、外国人、誰しものが自分らしく快適に暮らせるよう全ての人に適合するようなデザインのことということですね、この事業についても、この事業の中身についてはセミナーの開催などにより、まずは理解を深め、町の事業等に活用することなどに利点があるという考えをしております。

最後のウェブ会議システムの導入でございますが、まさにこれも先ほどおっしゃったとおり、会議等において参集することなく、効率的に市町村間で打ち合わせをすることができるなどの利点、これがございます。

いずれにしても、4事業、先ほど申し上げました、これについてもしっかり取り組むという考えとともに、今3点の提案がありました意見を貴重な意見として受けとめまして、今後、郡山市関係市町村とワーキングの回を重ねて参ります。これから。

そのテーブルに上げて、この3点についても圏域内での実施が可能かどうかというものをしっかり検討して、実効性のあるものにしたいと考えておりますので、よろしくお願ひした

いと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

陰山丈夫君。

○3番(陰山丈夫君) 一つ事例をちょっと話したいなと思っています。これは、図書館の総合利用の関係ですけれど、先進的に進めている播磨圏域連携中枢都市圏、ご存知だと思うんですけど、もうここでは取り組んでおるんですけども、全37館ですね、圏域の図書館が。で、407万冊あるということですね。それで、あと共通検索システムを導入しているということです。

私は、この図書の総合利用だけでなく、これちょっと附属になってしまいますけれど、この姫路市が28年11月からマイナンバーカード、それに図書貸し出しの機能を付与しているということですね。この圏域に加わっている2市2町も導入したと、92年のときにね。時点でマイナンバーカードにもう図書館のカード利用の貸し出しに組み込んでいるということもあります。ですから、もしこの事業を進めるのであれば、こういう先進例がありますので、ぜひ取り組んでほしいなというふうに思っております。

これ、ちょっと課が違って、議長からとめられるかもしれないんですけど、住民課が今マイナンバーカードを発行しておりますけれど、三春町はこのマイナンバーカードの発行がベストテンぐらいですか、全国で入っているとかっていう話以前聞いたことあるんで、そういったこともやることによってまた、一段と町民の関心が高まるのかなというふうに思いますので、その辺の検討もお願いできますでしょうかね。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 ご質問にございました図書館の総合利用、実は既存の図書館の図書でも書籍の融通とか既に始まってございます。そういった既存のシステム等も使いながら整備していくべきというふうには考えてございます。

あと2つ目のマイナンバーカードの積極的な利用、これは議員がきょうの冒頭質問の中にもありました職員数の減っていく中で、生産性上げていかなくちゃいけないと、これは大きな行政課題でございます。

おかげさまで三春町は全国でも上位に位置しております。取得率という部分では上位に位置しておりますので、できるだけこのマイナンバーカードに載せる機能につきましては、前向きに検討して生産性を上げていきたいというのが基本的なスタンスでございますので、そういったものを勘案しながら、郡山広域圏の中で話を提案して、させていただいて、生産性の向上についても各町村との意見の交流を進めて参りたいと。

我々としては実現することが望ましいんですが、これにある程度の市町村数が必ず必要となりますので、その辺については先ほど課長が申し上げたとおり、ワーキングの中で俎上に載せて議論していくというふうな手順を踏みますので、その辺についてはご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○3番(陰山丈夫君) 第2の質問をいたします。

ヘリコバクター・ピロリ菌の無料検査と除菌について。平成29年度人口動態統計の中の死亡原因を見ますと、1位に悪性新生物、すなわちがんであります。男性が31.9%、女性が23.5%となっております。ピロリ菌は胃がんだけでなくて、慢性胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍を引き起こすこともわかっております。

中学2年生になりますと、治療が可能な年齢となりますので、ピロリ菌の検査を実施し、感染が判明した人は除菌薬で除菌することによって、胃がんの発症リスクを抑えることができることとなります。この中学2年生以上に対しまして、町が全額負担で、ピロリ菌の検査及び除菌の実施をする考えがあるかどうかについて伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、ピロリ菌は、幼少期に感染し、長年のうちに慢性的な胃粘膜の炎症を起こし、やがて胃がんを発症するとされており、ピロリ菌検査と除菌治療は胃がん予防の対策として有効な取組みとされております。これらを踏まえて、三春町では平成29年度から、ピロリ菌感染と萎縮性胃炎の危険性を調べます「胃がんリスク検診、通称ABC検診」という検診を導入し実施しているところでございます。

胃がんリスク検診は、その他のがん検診のように、国がガイドラインを定めるに至っておりませんので、三春町で導入するに当たりましては、対象年齢や対象除外者、検査の項目等について、町内医師の方々の専門的な立場からご意見をいただいて検討しました結果、20歳から79歳までの方を対象として生涯に1回、血液検査を行うという現在のフレームといたしております。検討の中では、中高生を対象に含めるべきかどうかについても議論がございましたが、症状のない子供さんへの負担やがん予防の効果について総合的に判断しまして、20歳以上の方を対象と定めたところでございます。当面はこの対象として実施していく考えでございます。

また、検査の結果、陽性となりました場合には、胃カメラ検査や除菌治療にかかる費用の助成についてでございますが、ピロリ菌検査の陽性者については、医療保険が適応されておりますので、町が費用を助成する考えはありませんので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

陰山丈夫君。

○3番(陰山丈夫君) 今回回答いただきましたけれど、症状のない子供への負担ということなんです。確かに、症状があってから医療機関に行くという方が多いんだとは思いますが、予防的に前もって症状がなくてもやられる方は、多数いるんでないのかなというふうには推測をします。

そこで、私が一応このがんの死亡率が高いということなので、将来にわたって安心できる、健康で明るく生活できるためには早い方がいいんでないかというふうに思います。それで、この今町が実施しております20歳から79歳までの方を対象としてやっておりますから、その実績についてお知らせいただければありがたいと思います。

それから、私が中学生以上ということをお願いしたのは、親の保護下にある子供さんであれば、みずから考えなくても親が町でこういう制度があるよと。あんた将来がんにならないために、ピロリ菌によっていろんな症状が出ないために、今のうちにやっておきなというふうなことで、親の管理下であれば検査を受けるという方は数多くあるんでないのかなと

いうふうに思います。

18歳までは多分地元にいる方は多いとは思いますが、大学へ行ったり、あと社会人になって親元を離れたときに、じゃあみずからこういったことをするかと、積極的にする人は少ないんでないのかなというふうに思います。健康に関心がある方はまた別ですけどもね。そういう方はちょっと少ないのかなと思います。

そういう親の管理下にあるうちにやることによって、三春町の行政が評価されるというふうに思います。三春町は健康管理に非常に関心が高いよということで、移住者、先ほど圏域の対策のそういうことにも起用できるのではないのかなというふうに思います。

それから、この検査については1次が約2,000円かかりますか、2次が9,000円ぐらいで、除菌が2万円くらいかかるというふうに私は思っておりますけれども、これの全額を負担しなくても、何%か、1割とか2割とかを負担することによって、また保護者の気持ちもかわるというふうに思います。そういうことも一つ頭に入れて、対策をいただければありがたいと思います。

これ参考ですけど、きのうテレビでがん見落としという番組がありました。結局、大きな病院でもなかなかMRIとかCTの画像があるんですけど、それを適格に見つけられなくてがんにかかっている方が結構多いわけですね。そういうことですので、そういうこともありますので、これよその自治体も今取りかかっているんですよ。中学生、2年生以上の人に対してピロリ菌の除去をしようという自治体が結構出てきておりますので、町としてもひとつ前向きな考えで取り組んでもらいたいというふうに思います。ひとつ回答をお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えしたいと思います。

まずはじめに、町の昨年度の検診の実績というお尋ねでございますけれども、昨年度のABC検診、ピロリ菌検査の実施受診数は約1,500人でございます。受診率は12.6%です。そのうち、精密検査が必要な方は51.2%で、約半数となっております。そのうち精密検査を受診した方の約7割以上の方が除菌が必要という判断が出ております。

また、精密検査受診者の方のうち、50代から70歳代の8名の方に早期のがんが発見されていることもございます。胃がんのリスクが高く、高齢になれば高くなりますが、そのリスクが高い方が胃カメラによる検査を受けるきっかけとなったことが、早期発見につながったものと考えております。受診した方のうち、20代は約60名おまして、全体の4%でございました。

2点目のご質問でございますが、保護者の加護の時期に発見対応することが効果的なのではないかというご質問についてでございますが、ご指摘の考え方もあると考えております。一方で、日本小児栄養消化器肝臓学会等では、中学生を含む小児に一律に検査と除菌を行うことは推奨できないというような指針を出すなど、子供のピロリ菌検査については、専門家の意見もわかれているのが現状でございます。

町としましては、今後、事業の効果を検証する中で国や県、専門団体等の見解も参考にしながら、効果的な事業のあり方について、今後も検討して参りたいと考えております。さらに、健診だけを実施するのではなく、さまざまな機会を捉えて胃がんの予防やピロリ菌感染症に対する正しい知識などについても、情報発信に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

陰山丈夫君。

○3番(陰山丈夫君) 実績の報告がありました。これだけやはり保菌者がいるということですね。ということは、これ親が持っているということは、子供も持っているというふうに十分考えられるんですね。ですから、中学生までできないというのであれば、例えば、中学3年、3年生になったらちょっと忙しいでしょうかね。高校1年、2年、とにかく親元にいるうちに何とか将来の子供の、その人たちが社会に出て十分もう社会貢献のできる、安心して全力投球できる、そういう健康づくりをしていってもらいたいなというふうに思います。あと、その際の町の負担、そういったのも合わせて全額、先ほども申しましたけれども、全額でなくても多少の援助をしてあげるということについて、再度伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 質問にお答えいたします。

高校生の実施について検討するべきではないかというおただしでございますが、繰り返しとなりますが、現在行っている昨年度始めたばかりの事業でございますので、今後事業の効果を検証する中で、その件につきましても含めて検討をして参りたいと考えております。

また、検診、検査及び治療の負担につきましては、その他の検診の負担金の考え方との関係もでございますので、現時点では一定の本人受診者の負担を求める考えでありますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 1番新田信二君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○1番(新田信二君) ただいま議長から許可がありましたので、さきに通告してあります2件について質問いたします。

1つ目、冬季期間における火災予防、防止対策について。

先月の21日に、小野町で木造2階建ての住宅一棟、倉庫一棟を全焼する大火災が発生いたしました。その火災で、3才、4才、6才、8才の幼い子供を含む7人の尊い命が奪われてしまいました。平成になって、県内での火災では最多の犠牲者となっております。今回の小野町の火災を教訓に、町としての今後の対策をお伺います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 第1の質問にお答えいたします。

町では、2つの対策を実施いたします。

1つ目は、町、消防団、三春分署の3者連携による予防消防活動であります。

12月15日から翌年1月14日にかけて行われる年末年始の火災予防運動、とりわけ三春町消防団の重点運動期間である12月24日から1月6日にかけて、火災予防チラシの各家庭への配布、徹底した火防督励や防災行政無線による広報を実施し、防火意識の高揚を図ります。

2つ目は、住宅用火災警報器の設置・点検・交換の促進を図る活動であります。

火災から身を守るためには、いち早く火災の発生を知ることが大切であり、住宅用火災警

報器が非常に有効であります。

町による住宅用火災警報器の設置促進活動から約10年が経過しており、交換時期となっているご家庭も多いと思われますので、チラシや広報誌等を活用して点検・交換を促すとともに、より一層の設置率向上に努めて参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) ことし11月の9日から15日までの7日間、平成30年度周期全国火災予防運動が実施されました。重点目標には住宅防火対策の推進、乾燥時及び強風時の火災発生防止対策と過去の火災防止対策にかかる啓発運動の推進が主な目的です。しかし、住宅火災は簡単に起きてしまいます。建物火災ではほとんどの方が住宅火災で亡くなり、その半数は高齢者です。

先月21日起きた小野町の火災についても、逃げおくれで7名の尊い命が奪われました。小野町の大和田町長、町側、近所の方々がなぜ救ってやれなかったと悔やんでいます。その次の日から、テレビ、新聞等で全国版で報道されましたが、それでも22日からは火災が県内でも日々数件は発生しています。中でも23日の山口県の2名の焼死者が出ました。

今後、町の活動計画による住宅用火災警報器の設置、点検、交換は最も重要な課題と思われれます。特に、新設点検については年2回から3回の広報チラシ等で配布をお願いしたいと思います。火災予防で大切なことが、やはり消防署、地元消防団がいますが、それでは遅いのです。なぜ、火を出さないのか、火を、出火をさせないのが、大事と考えます。12月19日から1月14日までにかけて行われる年末年始の火災予防運動は重要ですが、冬本番の寒さはこれから続くため4月上旬までは火の扱いに、家族を含めた住宅火災予防に町の指導の下、取り組んで行くべきと思いますが、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

火災警報器の点検、交換等につきましては、防災行政無線を使って年に二、三回町民の皆さんにお知らせをしたいと思っております。それから、火災の予防につきましては、消防団をはじめ分署とともに火防特例に努めて、皆さん大事な命と財産を守っていただくように三者が協力して努めていきたいと考えております。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 ここで暫時休憩といたします。再開は、午後1時といたします。

……………・・ 休 憩 ……………

(休憩 午前11時50分)

<休 憩>

(再開 午後1時00分)

……………・・ 再 開 ……………

○議長 休憩を閉じ再開いたします。

第2の質問を許します。

○1番(新田信二君) 2つ目の質問に入ります。

田村広域行政組合一般廃棄物処理基本計画について。平成29年11月に国、県に対し、田村地域循環型社会形成推進地域計画においては、田村東部環境センターを基幹改良し、既

存の東西2施設を田村東部環境センターへ集約化する計画で、現在進められています。

このことについて、町の考えをお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

現在、沢石地区にある田村西部環境センターは、平成9年にダイオキシン類の削減対策として国より指導された「ごみ処理広域化計画」に基づき、三春町と当時の船引町、常葉町及び都路村の3町1村で平成18年に共同設置したごみ焼却場であります。

建設用地選定に際しては、人口の多いエリアに設置することが望ましいことから、まずは三春町に設置し、さらに更新する場合には三春町以外、現在の田村市に設置することが、当時合意されました。

新たに国の助成金を受ける最低条件「操業開始後15年」が目前に迫ってきたことから、近年、田村市において用地選定が進められておりました。

しかし、田村市より新規の用地選定には相当時間を要する見込みであることと、現在であれば有利な財政措置「復興特別交付税」が充当できることから、田村市内滝根地区で平成8年から操業している「田村東部環境センター」を基幹改良・大型化して田村地方の家庭ごみ焼却を東部に集約することが合理的であるとの提案がなされました。

この提案を受け、ごみ処理場を担当する田村地方広域行政組合において平成29年8月、田村東部環境センターへの集約が機関決定され、昨年12月に構成市町に対し規約改正が提案されましたが、組合側が根拠とした比較検討説明において不十分な点があったことから、本年1月末の臨時議会において継続審査となっており、現在に至っております。

その後、財政面やケース比較など多角的に検討を加え、協議を重ねましたが、復興特別交付税の財源措置は非常に大きなものであり、田村市及び小野町が東部集約案を強く希望しております。また、懸案だった東部集約に係る解体費や運搬経費の負担については、公平な負担となるよう利用割により算定することとして、構成市町の合意がなされました。

以上を踏まえ、町としましては、広域的な枠組みの中での東部集約案に賛同し、規約改正案を、本定例会に上程しております。

なお、ごみ焼却施設が東部に集約されても、一般家庭ごみの収集方法は、集積所、町清掃センターでの直接持ち込み受け入れなど、これまでと全く変わりありませんので、ご安心をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） 今回のごみ処理計画につきましては、町民の皆様をはじめ、町議会からも反対の意見が多く上がっています。確かに、三春町にある田村西部環境センターは、まだまだメンテナンスをかければ、使っていける施設には間違いありません。

ただ、今回のごみ処理計画については、三春町だけの問題ではなく、田村郡市町広域連合の問題であり、今後の田村市、三春町、小野町の将来の再生のあり方の取組みと理解しています。今後の田村郡市においても、人口減少、高齢化が進んでいる中、産業も地域も担い手不足などの大きな課題になっております。

将来ではありません。あと数年後の問題です。現実的に市町村が単独で、市民、町民、村民に対して、高い行政サービスを続けることは、近い将来困難になってくるものとは、全国的にも言えることと思っております。

これからは、スポーツ、子育て、介護、観光等の取組み方として、多くの市町村との広域連携でのまちづくりが、次世代へ継承できる取組みと考えております。

今回の田村広域行政組合ごみ処理計画につきましては、これまで、私個人に対しても、いろんな方々から賛否の声がありました。

町は、町民の近い将来のために、今回の集約化に積極的に取り組むべきと思いますが、再度お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 再質問にお答えいたします。もうご承知のとおり、日本は人口減少社会に入りました。そして将来を見据えて、先ほども一般質問にありましたけれども、こおりやま中枢広域圏という、そういう枠組み、広域連携の枠組みをつくって、一般行政、あらゆる面で広域化できるものは広域化していこうと、こういう国全体の流れであります。

その中で、ごみ処理は既に西部環境センターを設置するときから、ごみ処理は広域化するのが当たり前というか、常識になっているんです。今回は、田村広域の中で、2カ所で焼却している施設を1カ所に集約しよう、2カ所にかかる維持管理費を1カ所で賄おうという、私から考えれば、一歩前進というか、人口減少時代に向かつての前進の取組みであると、このように考えております。

したがって、いろんな意見あることは、承知はしておりますけれども、町としては、田村広域の一員、田村市、小野町、三春町、この一員として広域の中で一緒にごみ処理事業を取り組んでいくということが、三春町の将来にとってもメリットにつながることで、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 4番松村妙子君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番(松村妙子君) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2点についてお尋ねいたします。

1点目、児童虐待について。

2016年度に全国の児童虐待相談に寄せられた、虐待の相談対応件数は5年前に比べて倍となる12万件を超えました。調査が開始された1990年度以降、相談対応件数は25年連続で過去最多を更新し続けております。

そこで、福島県内の児童虐待対応件数推移を見ますと、平成27年から28年度にかけ急激に増加しております。平成29年度は221件増えております。三春町の現状についてお尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 第1の質問にお答えします。

三春町における児童虐待対応の状況ですが、平成27年度は前年度からの継続事案5件、新規事案としまして3件の合計8件、28年度につきましては、継続事案のみで7件、平成29年度は、継続事案6件の、新規事案6件、合計12件であり、対応件数は増加傾向にあります。

増加の要因としましては、児童虐待への住民の皆さんの意識の高まり、相談や通告が増え

たことがあります。また、全国的な傾向として、子どもの前で親が配偶者に暴力をふるう、いわゆる面前DVが心理的虐待に定義づけられ、警察から児童相談所に通告される例が増えてきたことなども背景にあります。

町としましては、町民の皆さまのご協力をいただきながら、引き続き児童虐待の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) 児童虐待の対応件数は増加傾向にある。また、増加の要因としては、相談や通告が増えたこと、また、前面DVが心理的な虐待に定義づけられたというようなことが上げられております。

児童虐待の種別をわかりやすく説明していただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えします。児童虐待の具体的な種別についてですが、大きく4つに分類をされております。まず、1つは、しつけと称してたたいたり、殴ったり、蹴ったり、あとは激しく揺すったりということで、子供の身体にダメージを与える身体的虐待。

あとは、食事を与えなかったり、あとはひどく不潔にしたりなど、保護者の怠慢により、子供の健康状態に悪影響を及ぼす養育放棄、いわゆるネグレクトと言われるもの。

次に、言葉によるおどしとか、逆に無視をしたり、あとは兄弟間で差別的な取り扱いをしたり、あと、先ほど申し上げましたが、子供の目の前で家族に対して暴力を振るう面前DVなど、子供の心理にダメージを与える心理的虐待。

そして、性的行為を強要したり、見せたり、ポルノグラフィーの被写体にするなどの性的虐待、この以上の4つに分類されます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) さまざまなこの種類があるということがわかりました。軽い心理的なケースといいますか、それも自分自身の子育て時期には多少はあったかなということも、今思えばあります。そこで、平成30年度の現時点において、この児童虐待対応件数があるのか、わかればお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えします。

平成30年度における対応状況についてですが、ことし11月末時点での数字を申し上げますと、前年度からの継続事案が10件あります。あと、今年度に入って新規の事案として4件ということで、現在14件の事案を抱えております。

先ほどの4つの分類に分けた形の中で、その内訳を申し上げますと、一番多いのはやっぱり身体的虐待、これが6件という形になっています。次に養育放棄、ネグレクトですけれども、こちらが4件、あと心理的虐待と性的虐待がそれぞれ2件ずつということで、合計14件というふうな形になっております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) ただいま答弁ありましたように、継続10件、新たに4件あったということで、少子高齢化が進む中で、このような問題が潜在化してしまうというのは、大変に悲しいことであると思います。家庭内の問題もあるのかとは思いますが、やはり地域で子供たちを育てる見守りが必要なのかと思います、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えします。虐待に追い込まれてしまう背景としましては、いろいろ要因としてはあると思うんですけども、大きくやっぱり経済的な問題で、生活基盤が弱いということが一つ。あとは保護者の方自身が精神的な疾患とか発達障害とかを抱えてらして、なかなか養育が困難であるということ。あとは育児などさまざまストレスから来るものということですが、一番は、やっぱり核家族化、あとは地域のつながりが希薄化しているということで、孤立化をしてしまうというのが、やはり大きな要因の一つになっているのかなというふうに考えております。

そこで、町としましても、要保護児童対策地域協議会と、これは別名子どもを守る地域ネットワークというふうな形で、名称になってはいますが、こちらの協議会関係している民生委員さん等も含めて、関係する方々とネットワーク情報を共有して、そういった支援が必要なご家庭等を継続して見守りをしていくというような取組みを現在もしております。今後も、こういった取組みについては進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○4番(松村妙子君) 第2の質問に入らせていただきます。

空き家対策について。ことし4月から6月にかけて、党として新たな政策課題に取り組みました。子育て、また介護、中小企業、防災減災の4つのテーマについてアンケート調査を、全国100万人を対象に実施して参りました。

私自身も三春町内の地域を訪問し、声を聞かせていただきました。今回は、4つのテーマの1つである、防災減災について、全国的なアンケート調査の結果、地域において、危険で改善が必要な場所として、空き家が36%、道路34%、河川30.6%、通学路21.7%となっております。地域の安全確保を図るには、空き家の対策が全国的な課題であるということがわかりました。

そこで、3点についてお尋ねいたします。

- 1、空き家の実態調査結果の概要についてお尋ねいたします。
- 2、特定空き家と認定された件数についてお尋ねいたします。
- 3、空き家の活用に向けた空き家バンクの現状についてお尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山企画政策課長。

○企画政策課長 1点目の質問にお答えいたします。

平成27年度に実施をいたしました空き家の調査結果の概要についてですが、空き家と判

断された件数は240件でございました。内訳としましては、管理状況が良好で直ちに利用が可能であると判断した物件が33件、利用するには、一部修繕が必要と判断した物件が154件、放置される状態が続けば倒壊や環境への影響があると判断した物件が53件となっております。

2点目の特定空家の件ですが、空家等対策の推進に関する特別措置法では、適切な管理が行われず、保安上や環境衛生上の問題などがある空き家について、市町村が立入調査などを行い、国が示すガイドライン等に基づき、特定空家に該当するかどうかの判断を行うこととなり、現時点で、特定空家に認定している物件はゼロ件となっております。適切な管理が行われず、保安上や環境衛生上の問題などがある空き家の対応については、所有者が自らの責任において、自主的に問題の改善を図ることが重要と考えております。現在の対応については、特定空家に認定する前の段階として、行政区長などからの情報提供に基づき、問題のある空き家の状況を把握した時点で、所有者に対し、適正な管理などの対応を依頼しているところ です。

3点目の空き家バンクの現状についてですが、町では、空き家や空き地の利活用促進を目的として、三春町空き家等情報窓口事業を実施しており、平成25年度からこれまでに空き家22件、空き地21件の合計43件を登録して参りました。

実績につきましては、平成28年度2件、平成29年度2件、平成30年度は11月末日現在で2件の合計6件の契約成立を把握しております。現在の登録件数につきましては、平成30年11月末日現在で空き家8件、空き地12件を登録しております。

今後も、広報などを活用し広く周知を図り、事業の利用を促進することで空き家等の利活用に寄与できればと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) 2点目なんですけれども、現時点で特定空家に認定している件数はゼロということでありましたが、先ほどの53件、放置される状態が続けば倒壊や環境への影響があると判断した件数が53件あったと。これは特定空家を認定する前の段階の件数かと思いますが、これら全ての所有者確認がされているのかお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山企画政策課長。

○企画政策課長 お答えします。所有者は特定されております。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) 53件全て所有者確認できているということですね。

所有者が確認されているということで、危険な場所で児童生徒の通学路脇の危険な空き家、ちょっと家が傾いているというような、そういうところも見受けられるんですが、それらについては、早急な対応は必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山企画政策課長。

○企画政策課長 今回の再質問、通学路の脇の空き家ということなんですけれども、通学路の安全確保については、教育委員会において、学校だけでなく、PTAや地元の方の協力をいただいて、マップを作成しています。それによって、危険な場所があれば、子供たちや保護者へ

ふっしなどを行うなどの対応をしており、ことしの6月にも合同点検したところでございます。

今、言われた通学路の空き家についても、関係者の皆様の協力をいただきながら、まずは状況把握に努めるとともに、老朽空き家を把握した時点で、連絡いただければ、現在も行っているように、すぐに現地の確認を行います。まず、町で。応急対応の措置などが必要であれば、簡単なものでありますが、バリケード張ったり、そういうものを対応して、まずは安全確保をしまして、速やかに所有者への確な管理を努めるように、責任とか、安全性を丁寧に説明して、危ないですから何とかお願いできますかというようなことを、何度も回を重ねてお願いして、ことしに入って2件、そういう状況がありました。何度も担当者が足を運びながら、かなりのお金がかかるものですから、はっきりいいまして。何とか2件については撤去していただいたという実績がありますので、今後もそのような、同じような取組みを町は粘り強くしていくしかないのかなと、今は思っています。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) 実際、この所有者も取り壊したいという考えはあるかと思うんですが、結局は高額な費用がかかるということで、なかなか進まない現状にあるのかと思います。自治体によっては、条件つきで撤去費用の一部を補助するところもあるようです。特定空家等の除去費用に対する補助金の交付については、町は考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山企画政策課長。

○企画政策課長 現在空き家に対する補助事業はあるんですが、特定空家に対する、除去事業に対する補助はありません。今のところ考えてもおりません。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) それでは、3点目にお聞きしました空き家バンクの現状ということで、ことし平成30年11月末現在で、空き家8件あるということでしたが、この改修費の補助等も空き家バンクの利用促進につながるのではないかと思います。県では子育て世代が空き家バンクを利用して、中古住宅を改修する際の改修費を補助する制度を、今年度開始しております。ことし4月に始めて12月末くらいまでやるのかと思いますが、町として、この空き家バンクの利用促進に向けた改修費の支援についてお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山企画政策課長。

○企画政策課長 空き家に対する補助でございますが、今、議員おっしゃったように、今年度から福島県空き家再生・子育て支援事業として、子育て世代特化型という県の事業がスタートしました。これ上限190万までで、清掃費も含めるとプラス40万ということで、この問い合わせも町にあります。紹介しております。何件か。

町ですが、三春町独自としましては、三春町空き家改修の補助金があります。これも、今年度は10件利用しております、1件が子育て世代だったというふうに調べております。経費の上限が150万で、清掃についても上限40万というふうに。これについては町内の建築業者が施工することが条件となっておりますが、これも幅広く周知されるようになり、

利用者も増えている状況でございます。引き続きこういう補助事業を幅広く周知しながら、空き家の対策につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 14番日下部三枝君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○14番(日下部三枝君) それでは、議長の許可を得ましたので、さきに通告しておきました2件についてお聞きいたします。

まず、1件目、自衛消防隊や、消防計画をもつ町内企業団体との情報共有及び連携についてです。

数か月前に、企業団体に組織する自衛消防隊の消防操法などを行う、大会を参観する機会が持てました。消防団の消防操法大会に応援に行く機会はありませんでしたが、その大会にも負けず劣らず力のこもった素晴らしい大会でした。三春からは8団体の出場でしたが、消防操法、また救命救急などに力を発揮してくれました。

今、我が町の消防団の団員数も少しずつ減少している中で、このようなしっかりとした自衛消防隊を持つ企業団体、また、消防計画を立て実行している企業団体との消防関連についての情報の共有や、できる範囲内での消防などの連携はとれているのでしょうか。また、とれていないならば、これから考えていく必要があると思っておりますが、その件についてお伺いします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 第1の質問にお答えいたします。

自衛消防組織は、多くの人が集まる施設、事業所等において、施設内のお客様や従業員を災害から守るために編成されております。有事の際は消防機関等への通報を行うとともに被害を最小限にとどめるよう、必要な対策を立て実行するため訓練などを行っております。

なお、町内には防火管理者がおり、消防計画書を提出している事業所は115件あり、自衛消防操法大会に参加する自衛消防隊を有している事業所は45件あると、所管する三春分署に確認をとっております。

現在、自衛消防組織を有する事業所への情報提供等は、一般家庭へ行っている防災無線や広報等によるものであり、特別情報共有や連携はとっておりませんが、事業所等へ勤務している消防団員も多くいることから、情報が共有できている事業所もあると思っております。

今後は、事業所等の周辺で火災等が発生した場合は、初期消火活動や消防機関へ通報等を行っていただくよう文書をお願いをしたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○14番(日下部三枝君) それでは、2件目に移ります。

6月に質問しました、高齢者世帯から町道までの生活道路の除雪支援の仕組みづくりについて、答弁の中に、今までの方法以外について、今後考えていかななくてはいけないという一文がありましたが、考え始まったのでしょうか、状況をお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 第2の質問にお答えします。

生活道路などの除雪支援については、個人等所有の農業用機械等を使用し自主的に除雪を実施していただき、燃料費実費相当分を支払う道路除雪作業用燃料費支給制度を利用いただいていると6月の一般質問で回答いたしました。

今年度の除雪対策についても、昨年同様ということで代表区長さんに説明をいたしました。今までの方法以外の考えには至っておりませんので、今年度も道路作業用燃料費支給制度を利用させていただきたくお願いいたします。

なお、シルバー人材センターや業者で個人宅の除雪作業を請負って行っていることを広報等でお知らせをしたいと考えております。

○議長 質問あればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番(日下部三枝君) 今の答弁の中で、今のところ、この除雪の方法でいくとのことですが、これから自主防災会もしかりですが、高齢化が進み、今のままで、この状態がとまっていることはありませんので、さまざまな場合想定をして、これからの除雪についての考えをまとめていくことが、必要かと思われませんが、その点についてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 前回もその思いで考えなくてはいけないかと思いますということで、お話をさせていただいたんですが、なかなか妙案がありませんので、今後しばらく現状のままいくような形になるかと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 15番影山初吉君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○15番(影山初吉君) さきに通告しておりました2件について質問いたします。

1点目、県立高校17校を対象とした統合検討について。

改革案では、年度内に対象校を決め、2023年度までに、同一市町内か隣接する町村の学校で統廃合を進める方針となっております。田村地方には3校の県立高校がありますが、町はこの件について、分析、対策をとっているのか伺います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 お答えいたします。

県立高校の統廃合につきましては、現時点では報道発表による情報把握が主な状況ではありますが、県教育委員会に進捗状況等を確認したところ、この計画については現在、策定を進めているところであり、議員おただしにもありましたように、今年度内の策定を予定しているとのことでした。

また、対象校については現時点では確定しておらず、17校という学校数も同様に確定したものではないとのことでした。

報道では、1学年3学級以下の高校を主な対象とされておりますが、それぞれの首長や地元関係者の理解を得た上で進めるとのことであることから、町としては地元校の存続につい

てあらゆる機会を通して働きかけていきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○15番(影山初吉君) 答弁の中で、県教育委員会に進捗状況等を確認していますということでありまして、1学年3学級以下の高校を対象ということですが、これを見れば、我が町の高校は大丈夫なんだというように受けとめられますが、その点に関して町では、地元学校の存続について、あらゆる機会を通して働きかけていきたいと考えておりますという答弁であります。どういうこれから機会を捉えて働きかけていきたいというような内容をお聞かせをいただきたいと思います。

それはですね、田村市はとっくから、田村市の高校を存続させようということに取り組んでいます。そう聞いています。なぜなら魅力ある学校づくり、それとちょうど中央にあるよと、どっからでも生徒が集まられるよう中央であるよと、あとは働き場があるよと、それは、工業団地どんどん造成して会社を誘致して、働き場所もあるんだよと、働く人を学校で養成するんだよというような取り組みをいち早くやっているんです。

今、三春町は分析していると。ちょっと取組みが余りに甘い。あと町の地域性を見れば、北部、東部は田村市へ通える。西部のほうは郡山市に通える。そういう立地条件にあります。

そういう中で、いろいろリンクはしますが、この後で質問にも出てきますが、工業団地も何にも造成しないで、働き場所も確保しないで、町の高校が存続できますか。よく考えてください。

あと一つは、高校もさることながら、隣の市もやっぱり生き残りをかけているんです。少子高齢化の中で、どんどん人口も減ってくる、そういう中で、1つの例を挙げますと、市民病院をつくるんだという取組みをやっております。これも生き残り策なんです。小野町にも、田村市にも、三春にも病院ができれば、今、三春病院約4割が田村地方の人が入っておると聞いておりますが、そうなれば、もう維持していくのは困難だと思います。将来。

そういう中で、生き残りをかけて高校を残そう、病院をつくって町を存続させようと、そういう一生懸命取り組んでいます。そういう中で、今、この答弁にあったように、今進捗状況を確認してんだと、これは当然でしょう。今どういう状況下なんだかわかんないんだから、当然であります。この間、2週間前に新聞に載ったまま、始まりでありますので、これは理解できます。

しかし、町として地元校の存続についてということで、これからどんどん取り組んでいくんだよということでは、余りにも遅い。危機感がない。そのように私は考えますが、その辺の答弁をお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 今、教育長から答弁がありましたけれども、新聞の情報が、一般的には、最新の情報だというふうに受けとめております。

ただ、このような流れにつきましては、田村高校の校長といろいろ話し合いをしたりしながら、田村高校の特色をどう出そうかと、そんなことでいろいろ話し合いは持っております。

ただ、県の方針がはっきりしない中で、余りにも早く動くというのはいかがなものかと、こんなことも考えながら、今状況調査をしながら特色ある田村高校をということ、いろいろ話し合いを持っていると、こういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○15番(影山初吉君) 田村高校と特色ある学校づくりを進めるんだということで、進めていますよということで、お聞きしましたが、そのとおりであると思います。田村地方の高校3校、どちらかといえば、進学校、普通高校ですね、そういう中で、田村地方で、本当に普通高校だけでいいのかと。そういうことでもっと魅力ある高校づくりをしなければ、存続できないよということでありますので、本当にどんどん子供も減ってきますし、統合はもう待ったなしだと思えます。

だから、3学級は維持できんだから、田村は大丈夫なんだという、そういう安易な考えでなく、もっと本気になって取り組んでいただきたいと。私が言ったみたいに働く場も必要であろうと。何ぼ教育しても、みんな県外に行っちゃったんでは、これ何にもなんないわけがありますので、地方は発展はありません。工業団地などもどんどんつくって、企業誘致して子供たちが一生懸命勉強して、いい職場に入れると、こういうようなリンクしてんで全て、そういうことでもうちょっと本気になって、前向きに取り組んでいただかなければ、本当に10年後には、間違いなく我が町の高校はなくなると思います。その辺の危機感をもっと持っていただきたいんですが、ひとつ再度お伺いをいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 同感でありますので、頑張っていきたいと思えます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○15番(影山初吉君) 2つ目の質問をいたします。

町の将来を見据え、10年後生き残るための施策について伺います。

10年後に我が町が生き残れるかどうか、多岐にわたり次のとおり質問いたします。

まず、1点、小学校の再編について。

幾度となく、この質問は各議員からも出ていますし、我が議会には学校等再編特別委員会がございます。その中で、平成29年度町内の出生数、生まれた子供さんは81名であります。その子供さんたちが6年後に7つの小学校へ入学します。要田小学校も含ませていただきますが、これでも、この数字を見ても再編を急ぐべきではないかと思えますが、町の考えを伺います。

2点目、工業団地及び住宅団地造成について。

投資をしなければ雇用の場の確保、人口増、税収アップは見込めないと思えます。対策として東部地区へ工業団地を、西部地区へは住宅団地造成に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

3、火葬場建設について。

町には火葬場がありません。10年後、団塊の世代が80歳になります。このときのピーク時には、長期間にわたり待たされる心配があります。火葬場建設を検討すべきではないかと思えますが、伺います。

4、幼保一元化と屋内遊び場整備について。

幼保一元化を図りながら、屋内遊び場を含め、旧三春中跡地と西部地区への整備を早めるべきではないかと思えますが、考えを伺います。

5、ふるさと納税について。

現在、ネットなどを調べてみますと、返礼品の内容がもういちで、三春へふるさと納税はちょっと考えちゃうなという声が聞かれます。そういう中で、ふるさと納税の対応は現在のままでよいのか、見直してはどうなのか、その辺を伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 質問にお答えいたします。

まず、第1点目の小学校の再編についてですが、現在の考え方として、保護者や地域から、小学校の再編に対する要請・要望がない状況で、すぐに小学校の再編を進めることは考えておりません。

しかしながら、平成29年7月策定の「町立小学校再編等に係る対応について」に基づき、将来の児童見込数などについては、各小学校の学校運営協議会に情報提供をし、定期的な意見交換を行っております。

今後もこうした保護者や関係者などとの意見交換を継続して行っていき、小学校再編についての意向などが示された場合には、具体的な検討や取組みを始めるものと考えております。

2点目の工業団地及び住宅団地造成についてですが、まず、工業団地造成については、経済状況、周辺自治体の分譲状況、さらには企業の投資意欲を見極めながら、可能性について検討していきたいと考えております。

次に住宅団地造成についてですが、現在、平沢字四合田地内の町有地において、住宅団地を分譲すべく、造成計画の策定を進めております。

新たな住宅団地造成については、平沢字四合田地内の造成後の分譲結果を踏まえ、検討していきたいと考えております。

3点目の火葬場建設についてですが、町では、平成29年度に205人の方が火葬されております。

全国では年間130万人の方が火葬され、今後、最大時160万人まで増加するものと見込まれ、町でも260人程度まで増加すると見込んでおります。

現在は、郡山市と田村市の火葬場を利用している状況であり、両市からは十分な余力があると伺っておりますが、将来的には、火葬が必要となる人数が現在より増加することは確実であり、現在の町の方法では、継続性・安定性に懸念が生じることも想定されます。

今後は、こうした状況を踏まえつつ、現況での課題整理、隣接市との火葬場の共同運営、あるいは、単独での運営など、さまざまな検討を行い、町としての考えをまとめていきたいと考えております。

4点目の幼保一元化と屋内遊び場整備についてですが、町の幼児教育・保育環境の整備につきましては、平成25年3月に策定した「三春町保育所・幼稚園のあり方（構想）」に基づき、第1保育所への指定管理者制度導入や地域子育て支援センターの機能充実などを図って参りました。しかしながら、構想策定から5年以上が経過し、少子化の進展や低年齢児への保育需要の増加などの社会情勢の変化を踏まえ、今後は、屋内遊び場も含め、旧三春中学校の跡地利用や各地域の実情を踏まえた施設整備のあり方など、さまざまな観点から、新たな幼児教育・保育のあり方に関する構想をまとめていきたいと考えております。

5点目のふるさと納税についてですが、ふるさと応援寄附金については、ホームページを中心として、各種イベントなどにおいて、広く協力をお願いしております。

また、大手インターネットサイトからの申込みやクレジット納付を可能にするなど、利便性の向上にも努めてきたところであります。

町からの返礼品については、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえつつ、町内産のお米やお菓子、清酒などの特産品を選択できるようにし、最近では、紅枝垂桜の苗木を返礼品に追加し、町のPRを図っているところであります。

今後も、返礼品の充実などを検討しながら、できるだけ多くの方にふるさと三春町を応援していただけるよう、努めて参りたいと考えております。

最後にさまざまな施策に対してのご指摘をいただいたところではございますが、町としても、人口減少、少子高齢化の中、さまざまな課題に対応した行政運営が重要であることは、十分に認識しているところでございます。

しかしながら、町の財政見通しを踏まえた中で、行政運営を考えていく必要があります。先日議会にもお示しさせていただいた中期財政計画でも、町の財政状況はまだまだ予断を許さない状況であり、どのような事業をいつ取り組むのか、それによって変わる財政指標は許容されるのかなどの議論が必要である旨を明記させていただいております。

こうした内容を踏まえながら、おただしにありました町の将来を見据え、将来次代へよりよい三春町を引き継ぐための行政運営に努めていきたいと考えておりますので、改めてご理解をお願いを申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○15番(影山初吉君) まず、第1点目の小学校再編とあとリンクしますので、4番目の幼保一元化、このリンクしますので、両方に関して再質問いたします。

私は、小学校再編、なぜ行わなければならないか。これは子供たちがどういう環境下で教育を受けるか、これは大人の義務だと思うんです。環境をつくるのは。そういうことで、本当に少人数の学校でいいのか。教育面は、私は再編が望ましいという考えであります。その中で、もう一つ、29年度の決算で教育費が9億2,000万、12.8%、全体の。これは教育費を削れ、多いと言ってんじゃないんですよ。

この12月議会にも、補正で、岩江小と中妻小の支援学級の環境整備ということで、予算が上がっております。これ当然です使うの。ただ、7校を2校か3校にすれば、維持管理費が相当安くなるんだろうと。この辺からやっぱり考えていかないと、今出ているみたいに、今の財政状況下では何もできないという答弁なんです。

だから、削れところは削る。ことしも1億6,000万交付税が減りました。来年も減ると思います。そういう中で、予算編成が厳しいんだよと言っております。それは当然なんです。だから、削れところを削んなければ、これからますます容易でなくなるんです。

だから、この9億2,000万が高いから、もっと削る、教育費を削れ、言ってんじゃないんです、私は。もっと統合して学校数を減らせば、学校の維持管理費が相当安くなるだろうと、修繕費なども毎年、毎年出てくるわけですので、そういうことで私は言っているんです。

あと、4番目の幼保一元化でもそうです。第1、第2とも建物が古くなってきておりますし、第1は指定管理、第2も今回の予算で上がってきております。これ、2つあれば管理費は高くなるんです。やっぱりこれ1か所にすれば、安くなると思います。

当然、最初1か所にするためには、施設整備しなきゃならないから金がかかります。しかし、将来を見据えた場合は、どんどん、どんどんとは言いませんが、維持管理費は安くなると思うんです。そういうことを踏まえて取り組んでもらいたいということでありますので、再度その2点についてお伺いをいたします。町の考えを伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 質問にお答えいたします。

小学校の再編についてでありますけれども、町では再編をしないということは言っておりません。ただし、PTAとか、地域とかの人たちから再編の要望、要請があれば、いつでも一緒になって話し合いをすると、こういう姿勢をずっと持ってきております。

町がなぜ主体的に再編をしないんだという、過去にそういう発言もありましたけれども、小学校は中学校と違います。子供の成長過程の中で、中学校は3年間で大きく成長します。さらには、中学校卒業すれば、高等学校という非常に広範囲に活動することになります。さらには、中学校には部活動があります。それぞれ生徒たちは部活動の希望がありますから、町では中学校は再編しましたけれども、中学校再編のときには、PTAから反対の声は一言もありませんでした。それは保護者からの要請なんです。

ただし、小学校は、今、少人数学校、確かにでてますし、これからも少人数になるだろうと思います。しかし子供たちの学力テストなんかの報告を聞いていますと、少人数学校のほうが、成績が高い。少人数だから全てが悪いということではないと思っています。教育は大事でありますから。それに小学校に対しては、地域の心、地域の皆さん方の思いやりというか、そういうものが非常に歴史上根づいている。そういうことも幅広く考慮をしながら、地元からの要請があれば町はいつでも、再編に取り組みますという、そういう姿勢でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、幼保一元化で、旧三春中学校跡地とありましたけれども、今、企画政策課に三春中学校の跡地の利用について、構想をまとめろという指示をしております。考え方としては、保育所をあそこに、第1と第2をまとめて、おっしゃるとおり、老朽化していますので、子育て重視の姿勢を発揮できるような保育所ができればいいなど、そんな思いで今構想をまとめるように指示をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○15番(影山初吉君) 今の答弁を聞きますと、随所に小規模校がいいんだと言っています。しかし、地域から、学校からそういう声があれば、考えますよということではありますが、この間、町民の皆さんと議会との懇談会の中で、幼稚園と小学校ですかね、保護者会の皆さんと懇談する機会がありました。その中で、再編をお願いしたいんだけど言う場がないと。地域懇談会の折に出ていけば、やっぱり親たちがいっていて、若いどころの嫁さんはこういうことを言ったって言われっから、発言できない。そういう中で、当然地域の声は反映されません。

そういう中で、この間の意見交換会では、ぜひそういう場を設けてくださいと。もう再編しかないんだという親御さんが多数であります。そういう機会を設けない町、教育委員会の対応はいかなるものか。その件に関して再度質問いたします。そういう声があります。そういう声をどうして吸い上げて、どういう場でそういう考えを吸い上げていくのか、そういう場をつくるのか、お伺いをいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 先ほども申し上げましたが、学校運営協議会、あるいはPTA、保護者会ですね。あるいは地域で十分話し合っていたきたいと思います。個人の意見だけを取り上げて、こういう発言もあるよというだけでは、町はどうしようもありませんので、地域としてどうな

のかという、そういう声があるとすれば、そういう声の輪を広げていただいて、町へ申し入れがあれば、町はいつでも相談に乗ると、こういう考えをしております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○15番(影山初吉君) 教育委員会に聞きます。PTAで考えをまとめろということですが、そういうまとめる場をこれからつくる気はありますか。設ける気はありますか。

○議長 当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 実際にPTAの場、それから先ほどもありましたが、学校運営協議会の場ということもあります。それから今、話にもありましたので、適切な場がさらに設けられるのであれば、そういった場を設けながら、いろいろとご意見等を頂戴したいというふうに思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○15番(影山初吉君) 2番目の質問を再質問いたします。

工業団地及び住宅団地の造成についてということですが、景気の動向、その他を見て検討するよということですが、今、工業、住宅団地、四合田団地ですね、聞くところによりますと、29区画で5万円くらいで売り出せるよということ、進めているそうですが、その進捗状況を伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

村田企業局長。

○企業局長 四合田地内の宅地造成の進捗状況ということでご説明申し上げます。

消費税が10%に引き上げるということで、住宅建設の駆け込み需要が増えることは、既に想定して事務を進めております。そのような中で、現在、時間を要することが想定される開発許可関係の手続については、造成計画の内容を踏まえ、県とも事前協議をしており、12月開催予定の議会全員協議会に、造成計画の概要を報告するというので現在進めております。その後、開発許可後、速やかに造成工事に着手ということで現在事務を進めております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○15番(影山初吉君) 時間がないので、急ぎます。

29年度500万円をかけて住宅団地造成の検討をしました。その中で、四合田団地に絞って、ここに取り組もうとして、現在いるということでありまして、早急にやっぱり完成させて、消費税増税前に駆け込みで取得したいという人が多々いると思いますので、いつごろまでに完成して売り出すのか、その辺をまずお聞かせしていただきたいのと、今現状は、私よく西部、西部とよく言うんですが、上舞木を例にとれば、ことしの4月に381戸だったのが、現在14戸増えているんです。395戸になったんです。今五、六戸建設中でありますので、今年度中には400戸なるよということ、個人があちこちのあいている土地をめぐって、そうやって建てていても、15戸くらい、20戸くらい増えんですよ。

そういうことであれば、やっぱり投資効果があるところに、どんどん投資してすぐ回収するんだと、そういう取組みをしなければ、何にもなんないと思うんです。500万も経費かけ

て。そういうことで、もっと前向きな住宅団地造成を考えないのかと、今言ったいつまで完成するんだということの2点をお聞かせいただきます。

○議長 当局の答弁を求めます。

○企業局長 目標でございますけれども、やはり節目、節目というのはございまして、お盆前までには分譲を開始したいというふうに目標を考えております。

以上でございます。

○議長 鈴木町長。

○町長 引き続き、宅地造成すべきでないかという話ありましたけれども、そのために500万をかけて可能性調査というのを町内、8カ所かな、可能性調査をやっておりますんで、この四合田地内の分譲状況を見て速やかに次の段取りはしなければならぬ、このように思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○15番(影山初吉君) 9分ありますので、最後までやります。

3番の火葬場建設について。答弁にありましたとおり、あと10年後ピークを迎えるよということで、田村市さん、郡山市さんにも、まだ余力あつから大丈夫なんだろうということではありますが、自主自立をすんのには、ほかの町村に何でもお願いしたんでは、自主自立になんないと思うんです。さきのごみであれ、今回の火葬場であれ、そうであります。

お金がないからできないんだと。お金はないんだけどめっけんのが、行政ではないのか、私はそう思うんです。お金ができないからできないんだというんだったら、誰だってできないんです、これは。そこを何とかするのが、行政だろうと思うんです。

そういう中で、私も団塊の世代のちょうど中心でありますので、10年度、冷凍庫に入れられるんだか、冷蔵庫に入れられるんだか、3週間くらい入れられて、順番待ちと。こういうことが目に見えているんです。

だから、自主自立をして生き残る町にすんのは、自前でやっぱり何でもできなくちゃだめだと。何でも頼む、頼むでは、後回しになる。自分とかが先になるんだから。そういうことで、もっと前向きな答弁をいただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 物事は余り悲観的に考えるんじゃなくて、やっぱり前向きに考えなければならぬと思います。それと、先ほど申し上げましたが、広域的に行うべき事業は、やはり広域的な判断も必要であると。自前でできることは、自前でやると、そうしながら自立を目指していくと、こういうことに尽きると思います。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○15番(影山初吉君) 5番目のふるさと納税について伺います。

返礼品を見直しながら進めますということですが、仮にふるさと納税で1億円いただくということで、3割は返礼品ということで、7割の7,000万は自主財源として使われるよという。端的に、いろんな経費があるから、そのとおりにはいきませんが、端的に考えればそういうことになります。3割の返礼品ですが、農産物や野菜や、酒など多岐にわたると思いますが、この3割は仮に3,000万、これが町内に出回れば、相当の活性化になりますし、農家の人たちの取組みも一生懸命やると思います。

返礼品が余り魅力ねえとなれば、やっぱり6次化に取り組んでほかに負けないような製品をつくって、返礼品にしようと、そういう意気込みが出てくるんです。だからもうちょっとやっぱり、先ほど言ったみたいに、ネットで見ると、何だ三春町にふるさと納税したい気にはなんないなというような返礼品の内容だという人もいます。

だから、もっと充実をして、本気になって取り組む気があるのか、ないか、もう一回聞きます。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 ふるさと納税については、いろいろ全国的な事案が新聞などにも載っております。最近、国でも、総務省でも、納税の趣旨に反するというので、かなり厳しい方針を打ち出してきているようであります。

まずは、ふるさと納税の趣旨に沿ってスタートをしてきているわけでありましてけれども、三春町内にある農産物や酒等々を返礼品で送っているわけでありましてけれども、確かに、よそでは、1億とか3億とか、新聞に載っていますけれども、中身を報道されましたけれども、よその遠くからの牛肉を相当品で送ったり、何かからしているという、そういう事例が出てきて、国でもかなりふるさと納税については、厳しく制限するというか、厳しい規則にするような、町にも一部通達なんかも来ていますけれども、そういう状況であります。

納税の趣旨というのは、どこまで反映されるべきなのかということを考えながら、これからも三春町内の産物を心を込めて、ふるさと納税はありがたくいただいていくと、こういうことに変わりはありませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、散会とします。ご苦労さまでした。

(午後2時32分)

平成30年12月7日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 陰 山 丈 夫
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
14番 日下部 三 枝	15番 影 山 初 吉	16番 佐 藤 弘

2 欠席議員は次のとおりである。

13番 影山 常光

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 増子 伸一 書記 影山 寛子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	眞 田 晴 信
住 民 課 長	遠 藤 信 行	企 画 政 策 課 長	影 山 敏 夫
税 務 課 長	佐久間 孝 夫	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	宮 本 久 功	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	高 橋 正 美	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	永 山 晋
生 涯 学 習 課 長	本 間 徹		

農 業 委 員 会 会 長	大 内 昭 喜
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成30年12月7日（金曜日） 午後2時00分開会

第1 付託陳情事件の委員長報告並びに審査

第2 付託議案の委員長報告

第3 議案の審議

議案第75号 財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて

議案第76号 三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

議案第78号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

議案第83号 三春町認可保育所に係る指定管理者の指定について

議案第84号 田村広域行政組合格約の変更について

議案第85号 福島県市町村総合事務組合格約の変更について

議案第86号 郡山市と三春町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

議案第87号 平成30年度三春町一般会計補正予算（第3号）について

議案第88号 平成30年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第89号 平成30年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第90号 平成30年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第91号 平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第3号）について

議案第92号 平成30年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後2時00分）

○議長 ご苦勞様です。開会に先立ち、傍聴者の皆様へ申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いいたします。

また、会議の様子を録音・撮影される場合は、予め議長の許可が必要となります。今回は申し出がありませんでしたので、録音・撮影はご遠慮願います。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、本日の会議を開きます。

…………… 付託陳情事件の委員長報告及び審査 ……………

○議長 日程第1により、付託陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、付託を受けた陳情事件について、12月5日、第3委員会室において開会いたしましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

陳情事件第9号 「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担継続を求める陳情書

陳情者 三春町大字実沢字地神前105番地

郡山医療生活共同組合 三春支部長 佐久間匡子

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

1 後期高齢者の医療費の病院窓口負担1割を継続すること。

以上について、保健福祉課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(議長の声あり)

○議長 5番山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 委員会の中での反対意見について伺います。それと、反対者と賛成者の人数を伺いたいと思います。

○議長 質問に対する、常任委員長の答弁を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長 常任委員会の中で、非常に意見も分かれて大変だったんですが、後期高齢者の負担が厳しいというのは重々理解できますが、この保険を支えていく所得の低い若い人たちの負担を考えた場合には、病院窓口での負担増はやむを得ないという意見が多数でした。

内容的には、採択が1名、不採択が3名という結果から、不採択という結果になりました。

○議長 ほかに質問はありませんか。

○議長 質問、質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○議長 これより討論を行います。

討論はありませんか。

(議長の声あり)

○議長 討論の申し出がありましたので、これより討論を行います。

ただいまの委員長報告は、不採択であります。

したがって、原案について伺います。本件陳情を採択とすることに賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

(議長の声あり)

○議長 5番山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 陳情第9号「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担継続を求める陳情について、賛成の立場で発言いたします。

安部政権の下、平成12年から16年の間に高齢者一人あたりの年金受給額は、年間14万円も減少する一方で、高齢者の生活保護世帯は約16万世帯も増加するなど、年金削減路線が高齢者の貧困化に拍車をかけております。国民年金の方は2カ月で6万4千円強、1カ月3万2千円くらいの支給で、そこから介護保険料が天引きされており、生活保護基準以下の生活を送られている方がいるのが事実であります。2割負担になりますと、病院受診をためらう例が増えて、かえって医療費は膨らみます。私は医療現場におりましたので、目にしていまいりましたが、風邪を例にとりますと、早期受診ですと診察とお薬で済みます。我慢に我慢を重ね、重症で受診されますと、入院をし、栄養剤の点滴、その他に何種類かの抗生物質、高価な抗ウイルス剤を使ったりと、また、検査も全身に及ぶCTなど、比較にならないほどの医療費となります。

政府は、来年10月に消費税を10%にすることを予定しております。福祉につかわれるはずですが、高齢者の医療負担を増やすということは、到底理解できません。国民は、赤ちゃんから高齢者まで、すべて等しく生きる権利があり、憲法で保障されています。なぜ、75歳で区切られ、区

別されるのか。75歳以上の方々は、戦後の日本を守り、経済を発展させ、私たちに多くのものをもたらせてくださった先輩方であります。先人があったから、今の私たちがあるわけです。

政治とは、弱者のためにあるべきです。高齢になっても、安心して暮らせる。これを保障するのが政治です。

よって私は、この陳情を採択すべきと考えます。以上です。

○議長 次に、本件陳情を採択することに反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

(議長の声あり)

○議長 6番鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 私は、この陳情に反対の立場で討論をしたいと思います。

これは、政府が現在、後期高齢者の病院での窓口負担を1割から2割に引き上げをです、財政制度等審議会に諮問しているものであります。

今の保険制度の中では、保険を支える若者への負担が大変厳しい状況にあります。また、保険料での、所得の低い人への減免制度や、病院窓口での支払金額の上限の制約などの制度もありますので、将来世代のためには、後期高齢者の医療費の病院窓口での負担増はやむを得ないというふうに思います。以上です。

○議長 次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 以上で、陳情第9号の討論を終結いたします。

○議長 陳情第9号「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり、原則一割負担継続を求める陳情について採決します。

本陳情に対する委員長報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

陳情第9号は、原案のとおり、採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立1名) 5番 山崎ふじ子議員

○議長 起立少数であります。

よって、本陳情は、不採択とすることに決しました。

……………付託議案の委員長報告……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は12月3日に日程設定を行い、12月5日、6日及び7日の4日間第1委員会室において開会し、12月6日には現地調査も行いました。

議案第75号 財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて

議案第87号 平成30年度三春町一般会計補正予算(第3号)について

議案第91号 平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第3号)について

以上、3案について、財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、議案第75号及び第91号については、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第87号については、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

議案第80号 三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第86号 郡山市と三春町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

企画政策課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第76号 三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について

以上、5案について、総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、議案第76号、第79号及び第85号については、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第77号及び第78号については、賛成多数、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は12月3日に日程設定を行い、12月5日、6日及び7日の4日間第4委員会室において開会しました。

議案第81号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第87号 平成30年度三春町一般会計補正予算（第3号）について

産業課長、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第92号 平成30年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について

企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月3日に日程設定を行い、12月5日、6日及び7日の4日間、第3委

員会室において開会いたしました。

議案第83号 三春町認可保育所に係る指定管理者の指定について

子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第87号 平成30年度三春町一般会計補正予算（第3号）について

保健福祉課長、生涯学習課長、教育次長、住民課長及び子育て支援課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項のうち、保育所費の委託料について、「設計料を大幅に縮減すること」という意見を付して、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第88号 平成30年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第89号 平成30年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

以上2案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号 平成30年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 なお、議案第82号及び議案84号の2議案につきましては、委員会に付託せず、全体会で審査を行いましたので申し添えます。

#### …………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第3により、議案の審議を行います。

議案第75号「財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第75号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第76号「三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第76号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第77号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第77号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長 ただいま議長の宣告に対し、異議がありました。

この場合の申し立ては、会議規則第83条の規定により、2人以上を必要とします。

異議のある方の挙手を求めます。

(挙手1名) 5番 山崎ふじ子議員

○議長 挙手2人未満であり、異議の申し立ては成立いたしません。

議長の宣告は確定いたしました。

○議長 改めて申し上げます。

議案第77号は、原案のとおり決することに異議のないものと認め、原案のとおり可決されました。

○議長 議案第78号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第78号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長 ただいま議長の宣告に対し、異議がありました。

この場合の申し立ては、会議規則第83条の規定により、2人以上を必要とします。

異議のある方の挙手を求めます。

(挙手1名) 5番 山崎ふじ子議員

○議長 挙手2人未満であり、異議の申し立ては成立いたしません。

議長の宣告は確定いたしました。

○議長 改めて申し上げます。

議案第78号は、原案のとおり決することに異議のないものと認め、原案のとおり可決されました。

○議長 議案第79号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第79号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第80号「三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第80号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第81号「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第81号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第82号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第82号を採決いたします。

本案は、適任ということでご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、伊藤久雄氏を人権擁護委員候補者として推薦することについて、適任という意見を付することに決定いたしました。

議案第83号「三春町認可保育所に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第83号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第84号「田村広域行政組合規約の変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第84号を採決いたします。

○議長 ごみ焼却施設更新問題に関しましては、昨年10月に田村広域行政組合より、田村東部環境センターに集約することが最も経済的である旨の説明を受け、規約改正案について同意を求められましたが、田村広域から提示された説明資料には、改修工事費、今後15年間の運営管理費のほか、不用となる西部環境センターの解体費及び増額となる収集運搬費の記載はあったものの、算出根拠が不十分であり、田村広域に再度説明を求めたが十分な回答が得られなかったことから継続審査としました。

今般、改めて東部環境センター集約案について提案があり、内容を聴取したところ、解体費及び収集運搬費を広域構成市町間で分担するとの進捗はあったものの、基本となる費用の積算方法につ

いては、前回と大きく変わるところはなく、不透明で信憑性のないものでした。

つまり、解体費と収集運搬費を実情に合わせて全体事業費を再計算すると、東部に集約しないで現状のまま東部と西部の2ヵ所で焼却した方が全体費用は安くなる状況は変わらないと考えられる。

また、老朽化が激しい東部環境センターの基幹改修工事案では、建屋等附属施設の改修は除外されており更なる工事費の追加が憂慮され、復興特別交付税による恩恵がなくなる恐れもあります。

さらに、こういった重要な検討が、田村広域行政組合議会ではほとんど議論された形跡がないことは極めて遺憾であると考えます。

したがって、三春町議会としては、懸案事項が払拭されたとは捉えておらず、判断に値する情報も提供されないことから継続審査と判断しました。

○議長 お諮りいたします。本案は、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、継続審査とすることに決しました。

議案第85号「福島県市町村総合事務組合理約の変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第85号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第86号「郡山市と三春町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第86号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第87号「平成30年度三春町一般会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第87号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第88号「平成30年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第88号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第89号「平成30年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第89号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第90号「平成30年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第90号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第91号「平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第91号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第92号「平成30年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

収益的支出・資本的支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第92号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま、総務・経済建設・文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、三春町町立学校再編等調査・三春町議会広報広聴各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のと

おり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

鈴木町長。

○町長 12月定例会提案をいたしました議案について、精力的に審査をしていただきまして誠に  
ご苦勞様でした。定例会が終わりますと、ますます寒さが厳しくなって参ります。そうしている  
うちに新しい年を迎えるわけでありますけれども、議員の皆さん方、十分健康に留意の上、ご活  
躍されますように祈念をいたしまして、あいさつにいたします。ご苦勞様でした。

……………閉会宣言……………

○議長 これをもって、平成30年三春町議会12月定例会を閉会といたします。ご苦勞様でした。  
(閉会 午後2時40分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年12月7日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 影 山 初 吉

署 名 議 員 新 田 信 二

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 75 号	財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて	全 員	原案可決
議案第 76 号	三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 77 号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 78 号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 79 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 80 号	三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 81 号	三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 82 号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全 員	適 任
議案第 83 号	三春町認可保育所に係る指定管理者の指定について	全 員	原案可決
議案第 84 号	田村広域行政組合格約の変更について	全 員	継続審査
議案第 85 号	福島県市町村総合事務組合格約の変更について	全 員	原案可決
議案第 86 号	郡山市と三春町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について	全 員	原案可決
議案第 87 号	平成 3 0 年度三春町一般会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 88 号	平成 3 0 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 89 号	平成 3 0 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 90 号	平成 3 0 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 91 号	平成 3 0 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 92 号	平成 3 0 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決